



留萌の環境生活 2020

～環境生活課の概要～



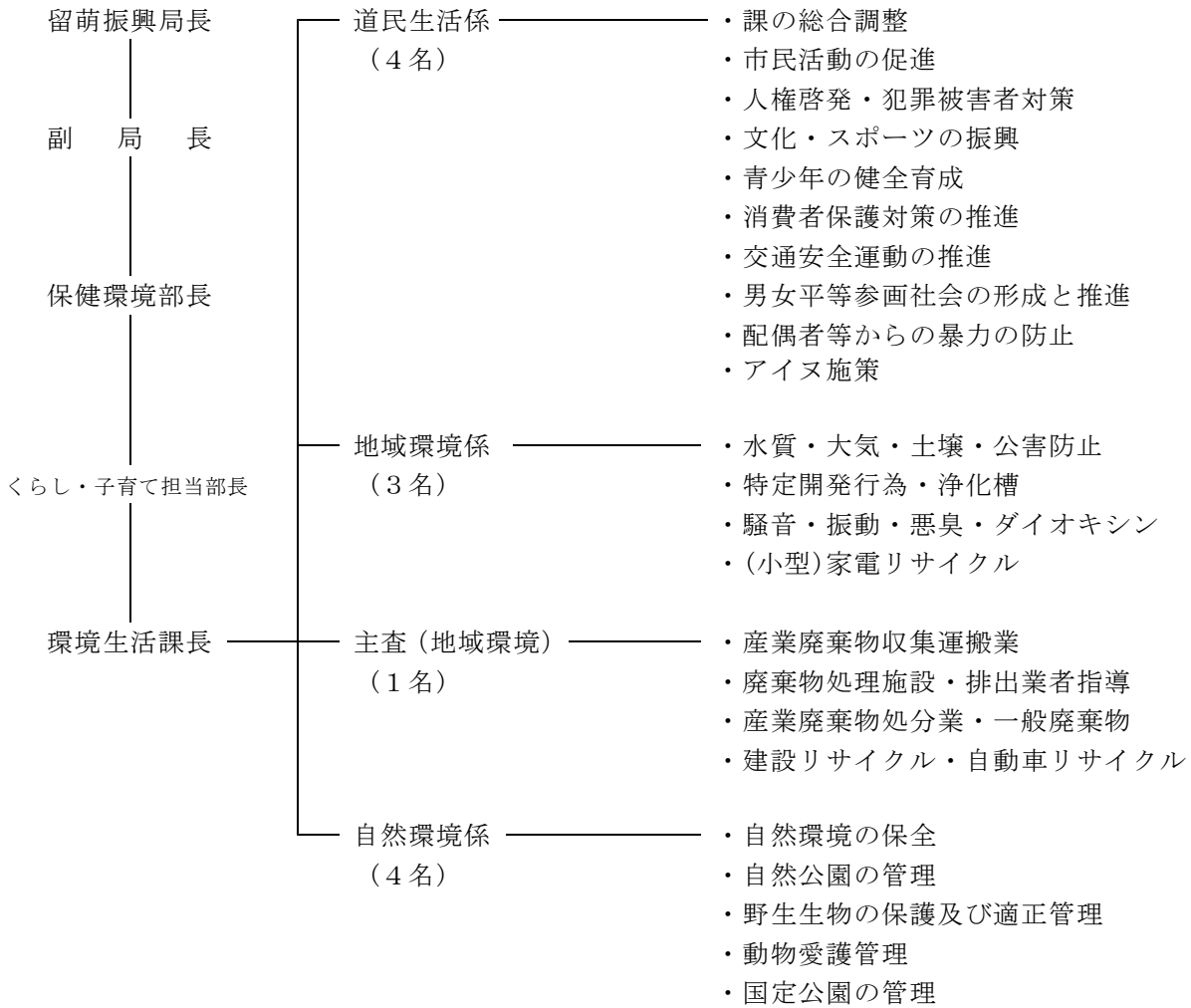
北海道留萌振興局保健環境部環境生活課

目 次

I 道民生活の向上	1
1 文化・スポーツの振興	1
(1) 地域文化の振興	
(2) 海水浴場の適切な管理	
2 消費者保護対策の推進	2
(1) 消費者生活相談	
(2) 公正な消費者取引の確保	
(3) 消費者意向の反映	
(4) 物価対策の推進	
3 青少年の健全育成	3
(1) 青少年の健全育成	
(2) 北海道青少年健全育成条例	
4 NPO活動・協働の促進	4
(1) 特定非営利活動法人（NPO法人）の認証	
(2) 協働の推進	
5 男女平等参画の促進	5
(1) 女性登用状況実態調査	
(2) 配偶者暴力の防止及び被害者支援	
6 交通安全運動の推進	6
(1) 交通事故の発生状況	
(2) 飲酒運転根絶に関する取組について	
(3) 交通安全運動の展開	
(4) 交通安全関係の表彰	
7 アイヌ施策の推進	10
II 環境の保全	11
1 環境保全対策	11
(1) 公害苦情への対応	
(2) 水質汚濁防止対策	
(3) 大気汚染防止対策	
(4) 騒音、振動・悪臭防止対策	
(5) ダイオキシン類対策	
(6) 土壌汚染対策	
(7) その他の環境保全対策	
2 環境施策の体系	20
(1) こどもエコクラブ事業	
(2) 環境保全の普及啓発	
(3) 地球温暖化防止対策	

Ⅲ 廃棄物の処理	22
1 循環型社会の形成	22
(1) 循環型社会の推進	
(2) 資源リサイクルの現況	
(3) 各個別リサイクル法の取組状況	
2 一般廃棄物	25
(1) 一般廃棄物の概要	
(2) 一般廃棄物処理の現況	
(3) ごみ処理の広域化の推進	
3 産業廃棄物	30
(1) 産業廃棄物処理の概要	
(2) 産業廃棄物処理業等の現況	
(3) 排出事業場等の監視・指導状況	
(4) 各種協議会等との連携	
4 その他環境保全に係る取組	33
(1) 「オロンラインをきれいにし隊」	
(2) 海岸漂着物対策事業	
Ⅳ 自然環境	34
1 自然環境の保全・自然とのふれあい	34
(1) 自然公園の指定状況と施設整備	
(2) 環境緑地保護地区等	
(3) 利用者等の監視指導	
(4) 自然体験の機会の提供	
(5) 増毛山道の復元	
2 野生生物の保護管理	40
(1) 野生鳥獣の保護管理	
(2) 適正な保護管理の推進	
(3) エゾシカ総合対策の推進	
(4) ヒグマ等鳥獣被害対策	
(5) 野生鳥獣保護思想の普及啓発等	
(6) 傷病鳥獣の保護対策	
(7) 希少な野生生物の保護	
3 飼養動物の愛護と管理	46
(1) 動物の適正な飼養に係る指導と普及啓発	
(2) 新しい飼い主探しネットワーク事業	

留萌振興局保健環境部環境生活課機構（令和2年12月31日現在）



(お断り)

- ・ 本概要は原則として令和2年12月31日現在（2020年度途中）の内容を取りまとめていますが、作成時点で取りまとめを終えていないものや統計がないものについては、従前の数値を使用しています。
- ・ 留萌支庁は平成22年4月1日をもって留萌振興局へ改組され、幌延町は宗谷総合振興局の所管となりましたが、平成22年3月31日以前の数値を使用しているもので特に注意書きのない場合は幌延町を含みます。

I 道民生活の向上

近年、私たち道民が求める生活環境は、社会経済の急激な変化や価値観の一層の多様化に伴い、物質的な充実を求める社会から生活のゆとりや潤いといった心の豊かさを求める社会へと移行しています。

このため、文化の振興、消費者対策、青少年の健全育成、市民活動の促進、男女平等参画の推進、交通安全対策の推進、アイヌ施策の推進などにより、生活環境の安定・向上を図ります。

1 文化・スポーツの振興

価値観の多様化や余暇時間の増加などにより、道民の文化やスポーツに対するニーズが高まっていることから、地域で取り組んでいる文化・スポーツ活動の振興に努めています。

(1) 地域文化の振興

地域に根ざした活発な文化活動又は文化支援活動を行い、地域文化の振興に貢献している個人・民間団体・民間企業に対し、「北海道地域文化選奨」又は「北海道地域文化選奨特別賞」を贈呈しています。

管内では、平成10年度に「留萌市民文化誌『波灯』作成委員会」が選奨を、平成29年度に「三省堂書店を応援し隊」、平成30年度に「特定非営利活動法人 増毛山道の会」がそれぞれ特別賞を受賞しました。

(2) 海水浴場の適切な管理

海水浴場の安全確保などを目的とした「海水浴場の管理運営に関する指導要綱」に基づき、開設の届出等を受け付けるとともに、開設や入込みの情報を道民の皆様に提供しています。

なお、令和2年度は新型コロナウイルス感染拡大防止策の一環として管内7カ所のうち4カ所が開場されませんでした。

表 I-1-1 海水浴場開設状況（令和元年度）

市町村	海水浴場名	水域面積 (㎡)	陸域面積 (㎡)	海岸延長 (m)	入込数 (人)	前年比	参考 (H30)
留萌市	ゴールデンビーチるもい	15,000	65,000	1,000	32,690	97%	33,797
小平町	臼谷海水浴場	28,800	26,400	480	6,279	66%	9,461
	おにしかツインビーチ	36,900	33,650	600	11,234	89%	12,671
苫前町	とままえ夕陽ヶ丘ホワイトビーチ	6,000	23,800	130	3,474	73%	4,768
羽幌町	はぼろサンセットビーチ	15,000	23,000	500	16,798	73%	23,035
初山別村	豊岬海水浴場	6,000	5,000	200	652	88%	738
遠別町	富士見海水浴場 (みなくるび~ち)	6,000	10,000	200	2,351	85%	2,754
合計	—	—	—	—	73,478	84%	87,224

表 I-1-2 海水浴場開設状況（令和2年度）

市町村	海水浴場名	水域面積 (㎡)	陸域面積 (㎡)	海岸延長 (m)	入込数 (人)	前年比	参考 (R1)
留萌市	ゴールデンビーチるもい	15,000	65,000	1,000	37,674	97%	32,690
小平町	臼谷海水浴場	28,800	26,400	480	—	—	6,279
	おにしかツインビーチ	36,900	33,650	600	—	—	11,234
苫前町	とままえ夕陽ヶ丘ホワイトビーチ	6,000	23,800	130	5,340	154%	3,474
羽幌町	はぼろサンセットビーチ	15,000	23,000	500	—	—	16,798
初山別村	豊岬海水浴場	6,000	5,000	200	—	—	652
遠別町	富士見海水浴場 (みなくるび~ち)	6,000	10,000	200	2,019	85%	2,351
合計	—	—	—	—	45,033	61%	73,478

2 消費者保護対策の推進

消費生活を取り巻く環境は、情報化の進展やライフスタイルの多様化、インターネットの普及などにより大きく変化してきており、消費者にとっては商品・役務の選択の幅が広がり、利便性の向上などが図られてきている一方で、販売方法の悪質化・巧妙化など、消費者問題は複雑化・多様化している状況にあります。

このため、消費者安全法や北海道消費生活条例など関係法令に基づき、苦情相談処理等を通じた消

費者被害の防止・救済をはじめ、商品表示等の適正化や公正な取引の確保などに関する取組を進めています。

(1) 消費者生活相談

平成21年に消費者安全法が施行され、住民に身近な市町村における相談体制の強化を図るため、国から交付された地方消費者行政活性化交付金により造成した基金を活用し、市町村に対し北海道消費者行政活性化事業補助金による支援を行っています。

(2) 公正な消費者取引の確保

ア 商品等の規格・表示等の適正化

商品やサービスの規格、表示等の適正化を図るため、食品表示法や北海道消費生活条例など関係法令に基づく監視・指導を行っています。

<生鮮食品の実態調査結果>

年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
調査対象店舗	10店舗	10店舗	10店舗
違反の有無	あり(3件)	あり(7件)	あり(2件)
違反の内容	名称・原産地表示の欠落	名称・原産地表示の欠落	原産地表示の誤り
調査結果	口頭指導	口頭指導	口頭指導

<平成30年度の通報対応例>

事業種別	留萌管内の食品加工・販売業者
内容	・販売した食品の原材料名に欠落があった ・販売した食品の名称、原材料名に誤りがあった 等
違反の根拠	食品表示法第4条第1項(食品表示基準の策定等)の規定による食品表示基準第3条(横断的義務表示)第1項(名称、原材料名)違反 等
対応結果	既に違反内容の是正を行っていたため、口頭指導とした。

※ 令和元年、令和2年は通報事案なし

イ 公正な取引の確保

虚偽・誇大な表示や過大な景品の提供により、消費者の適正な商品選択を妨げる行為を防止するため、景品表示法に基づき監視・指導等を行っています。

(3) 消費者意向の反映

北海道消費生活条例に基づき、全道に300名(うち管内に12名)の消費生活モニターを配置し、消費生活に関する情報・意見の収集をはじめ、消費動向の実態把握や商品・役務の表示調査などを行い、道が行う施策への反映に努めています。

(4) 物価対策の推進

生活必需物資などの供給の確保と価格の安定を図るため、消費生活モニターによる価格調査を定期的に実施しています。

3 青少年の健全育成

21世紀の北海道を担い、新しい地域づくりの主役となるのは、まぎれもなく青少年です。

私たち道民は、こうした青少年が彼等が自分の進むべき方向を自らの力で切り開き、新しい時代をリードしていくことができるよう、心豊かにたくましく成長することを願っています。

しかし、私たちを取り巻く社会は、国際化、高度情報化、少子・高齢化及びインターネット環境のより一層の多様化など、さまざまな分野で急激な変化が進んでおり、青少年の成長にも大きな影響を与えています。

このため、青少年の健全育成のための環境づくりや青少年の社会参加の促進など、大人社会がさま

さまざまな支援を行っていくことが重要です。

(1) 青少年の健全育成

ア 少年の主張留萌地区大会の開催

管内の中学生の代表による「少年の主張留萌地区大会」を次のとおり開催し、最優秀賞の受賞者は留萌地区代表として全道大会に出場しました。

なお、令和2年度については、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、留萌地区大会及び全道大会が中止となりました。

	令和元年度	令和2年度
実施日	令和元年7月29日	
場所	留萌合同庁舎 講堂	
参加者	8名	
聴衆者	66名	
最優秀賞	苫前町立古丹別中学校 2年 齊藤夏華さん	
テーマ	「なりたい自分になるために」	
備考	全道大会 9月5日開催	留萌地区大会・全道大会とも開催中止

イ 青少年非行防止対策事業

本道における青少年の非行の増加と深刻化に対応するため、関係機関が一体となり、7月の「青少年の非行・被害防止道民総ぐるみ運動強調月間」に合わせ、留萌市内で青少年の非行防止を呼びかける街頭啓発を実施しました。

なお、令和2年度については、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、街頭啓発は中止となりました。

	令和元年度	令和2年度
実施日	令和元年7月6日	
場所	留萌市内	
備考		中止

ウ 地域活動の支援

管内市町村の青少年推進指導員や各青少年団体等と連携して、研修会の開催や各種活動が円滑に推進されるよう指導・助言を行いました。

(2) 北海道青少年健全育成条例

道では、青少年の福祉を阻害するおそれのある行為を防止し、その健全な保護育成を図ることを目的として、昭和30年に「北海道青少年保護育成条例」を制定しました。

その後、青少年を取り巻く社会環境の変化に応じて改正し、平成18年12月には、それまでの「規制」中心の内容を「健全育成」の観点から見直し、名称も「北海道青少年健全育成条例」と改め、平成19年4月に施行しました。

さらに道は、青少年が事件や事故に巻き込まれることを防ぐため、社会情勢の変化に応じ、平成25年12月(平成26年4月施行)、平成30年3月(同年同月施行)に同条例を改正していますが、令和元年12月には、スマートフォンの急速な普及により、「自撮り被害」と呼ばれる児童ポルノ被害が増加傾向にあること、過度な描写を含むゲームソフトが流通しており、青少年への悪影響が懸念されることから、改正を実施し、同月施行しました。

ア 立入調査

北海道青少年保護育成条例に基づき配置されている立入調査員が、書店・コンビニエンスストア等における有害図書類の販売状況等の調査、携帯電話販売店におけるインターネット接続契約の締結等の確認・説明等の調査、カラオケボックスやインターネットカフェ等における個室等への

立入制限等の調査など、随時立入調査を実施し、青少年を取り巻く有害な環境の浄化などのため、必要な指導を行っています。

平成28年度以降は、全道一斉の立入調査として、「青少年の非行・被害防止道民総ぐるみ運動強調月間」である7月と「子供・若者育成支援強調月間」である11月に実施しています。

イ 図書類自動販売機等の設置状況について

平成28年度以降、管内には図書類自動販売機等の設置はありません。

4 NPO活動・協働の促進

少子・高齢化の進行や、環境問題の拡大など社会の抱える問題が複雑化・多様化する中、地域の活力を生み出し豊かな社会を創造していくためには、これまでの行政による取組に加え、地域の実情に即したきめ細かな対応を行うことが必要です。

特定非営利活動法人（NPO法人）は、文化や福祉、環境保全、国際交流、まちづくりなど幅広い分野において、社会的な課題に自主的・主体的に取り組む活動を活発に行っており、地域活性化の担い手として期待されています。

また、これからの地域社会づくりには、市民やNPO等と行政が、相互の理解と信頼のもとに目的を共有し、積極的に連携・協力して公共的な課題の解決に当たろうとする、いわゆる「協働」の考え方が求められており、道としても、その着実な推進を図ることとしています。

(1) 特定非営利活動法人（NPO法人）の認証

道では特定非営利活動促進法（NPO法）に基づき、法人の設立を認証し、役員や定款の変更届、毎事業年度終了後の事業報告の提出を受けています（苫前町に主たる事務所のみを持つNPO法人「ふれあいとままえ」に関しては、平成23年度から全ての権限を町に移譲しています）。また、設立に関する助言なども行っています。

表 I - 4 - 1 留萌管内（苫前町を除く）に主たる事務所を置くNPO法人（令和2年12月31日現在）

名 称	所在地	主な活動分野	認証年月日
留萌体育協会	留萌市	スポーツ振興	H13. 7. 16
ウイシュ	留萌市	福祉	H13. 7. 27
留萌市文化会議	留萌市	文化振興	H13. 12. 13
家庭保育所「エルム」	羽幌町	子ども	H16. 3. 5
北限の里遠別	遠別町	経済活性化	H17. 2. 22
留萌ふれあいの家	留萌市	福祉	H18. 8. 8
サポートセンターかもめ	留萌市	福祉	H18. 8. 28
留萌観光協会	留萌市	まちづくり	H19. 4. 23
羽幌町体育協会	羽幌町	スポーツ振興	H20. 1. 9
天塩川を清流にする会	天塩町	環境保全	H20. 2. 26
サポートハウスちゃお	留萌市	福祉	H20. 5. 19
るもいコホートピア	留萌市	学術	H21. 6. 29
増毛山道の会	留萌市	社会教育	H22. 5. 13
あすなる	留萌市	福祉	H23. 1. 31
いちえ	羽幌町	福祉	H23. 3. 29
NPOおたすけママクラブ	留萌市	子ども	H23. 10. 24
ワーコレるもい	留萌市	環境保全	H24. 2. 21
ウェルアナザーデザイン	留萌市	福祉	H24. 5. 18
ホープ共同作業所	留萌市	福祉	H25. 9. 12
えんべつ地域おこし協力隊	遠別町	まちづくり	H26. 2. 12
ほっとすぺーすHUG	留萌市	福祉	H27. 2. 19
るもい農業応援隊	留萌市	農村振興	H28. 11. 14
NEXT	留萌市	子ども	H30. 10. 1
フラッシュガンアカデミー	留萌市	子ども	R2. 10. 30

(2) 協働の推進

道では、平成15年3月に「市民と行政との協働による地域社会づくり」を進めていくための具体的な手立てを示した「北海道協働推進基本指針」を策定しました。

この指針に基づき、本庁や総合振興局・振興局に総合窓口を設置して情報提供等を行っているほか、道とNPO等との協働事例をホームページで公開するなど、協働の推進に向けた取組を進めています。

5 男女平等参画の促進

平成11年に制定された「男女共同参画社会基本法」において、男女共同参画社会の実現は緊要な課題とされていることを踏まえ、道では、都市と広大な農山漁村地域が混在する地域性に配慮しつつ、あらゆる分野において男女平等参画の推進を図っていくため、平成13年4月に「北海道男女平等参画推進条例」を施行しました。

また、この条例に基づき、北海道における男女平等参画社会の実現に向けた施策と体系的に位置づけるため、平成20年3月に「第2次北海道男女平等参画基本計画」を、平成30年3月に「第3次北海道男女平等参画基本計画」を策定しました。

さらに、平成13年に制定された「配偶者暴力防止法」に基づき、配偶者暴力の防止と被害者保護等の一層の推進を図るため、平成26年7月に「第3次北海道配偶者暴力防止及び被害者保護等・支援に関する基本計画」を、平成31年3月に「第4次北海道配偶者暴力防止、被害者保護及び支援等に関する基本計画」を策定しました。

(1) 女性登用状況実態調査

道では、道内の市町村における議会議員、各種審議会・委員会への女性登用の実態を把握し、女性の登用と社会参画の推進を図るため、毎年女性登用率を調査し、公表しています。

令和元年度における各種審議会・委員会への登用率は全道平均21.3%（前年比0.1%増）、管内平均19.8%（前年比0.1%減）となっています。

表 I - 5 - 1 市町村における委員会、審議会等への女性登用率

市町村	令和元年度調査			30年度調査 比率(%) D	差引 (C-D)
	現在数(人) A	内女性数(人) B	比率(%) B/A C		
留萌市	192	50	26.0	29.1	△ 3.1
増毛町	30	3	10.0	29.3	△ 19.3
小平町	149	25	16.8	16.1	0.7
苫前町	151	15	9.9	9.4	0.5
羽幌町	218	46	21.1	22.5	△ 1.4
初山別村	93	16	17.2	17.2	0.0
遠別町	132	25	18.9	21.5	△ 2.5
天塩町	232	57	24.6	12.5	12.1
合計	1,197	237	19.8	19.9	△ 0.1

(2) 配偶者暴力の防止及び被害者支援

ア 配偶者暴力相談支援センターの設置

道では、「配偶者暴力防止法」第3条の規定に基づき、道立女性相談援助センターや本庁、各総合振興局・振興局に配偶者暴力相談支援センターを設置しており、留萌振興局においても環境生活課内に専用電話を設置して、相談に応じています（相談日時：平日、9時から17時まで）。

なお、留萌振興局において、令和元年度に受けた相談は、0件でした。

イ 配偶者暴力被害者保護等関係機関連絡会議

留萌振興局では「配偶者暴力防止法」第9条の規定に基づき、「留萌地域における配偶者からの暴力防止及び被害者の保護等に係る関係機関連絡会議」を設置し、毎年連絡会議を開催しています。

令和2年度は10月28日に開催し、関係機関等での情報の共有化を図り、今後における連携体制を確認しました。

6 交通安全運動の推進

道では、平成10年に「交通安全基本条例」を制定し、交通安全に関する施策を総合的・計画的に推進することとしており、現在は、第10次北海道交通安全計画（平成28年度～令和2年度）に基づいて各種施策を実施しています。

また、平成27年12月1日に北海道飲酒運転の根絶に関する条例を施行し、飲酒運転の根絶に関する施策を総合的に推進し、道民にとって安全で安心して暮らすことができる社会の実現を目指しています。

留萌振興局では、住民が安心して暮らすことのできる交通環境をつくるため、公益社団法人北海道交通安全推進委員会の下部機関である留萌地区交通安全推進協議会と協力し、各市町村や関係機関、団体等と連携して地域や季節に応じた対策を進めています。

(1) 交通事故の発生状況

令和2年の留萌管内の交通事故は、発生件数25件、死者数0人、負傷者数25人でした。

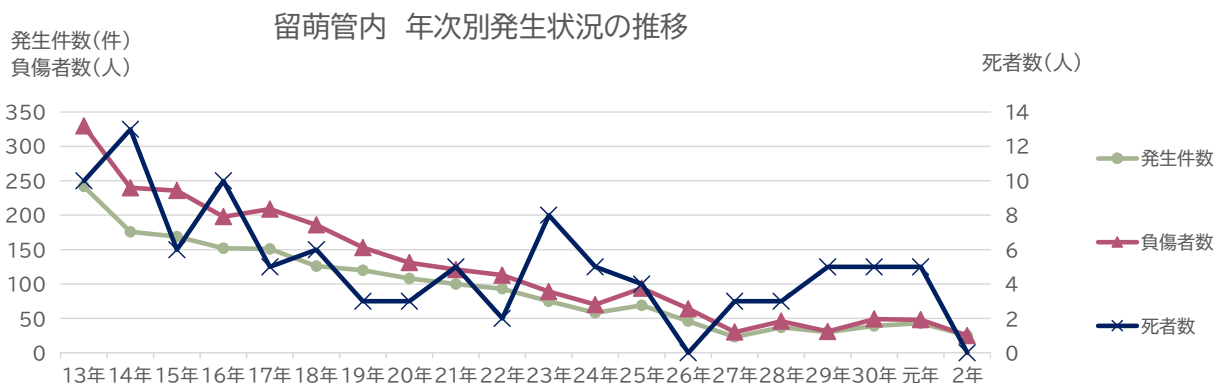
なお、道内における死者数は、前年より8人減の144人で、都道府県別ワースト順位は3位となっています。

表 I - 6 - 1 管内交通事故発生状況

区分		平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年
発生 (件)	管内	37 (100)	30 (81)	39 (105)	43 (116)	25 (67)
	全道	11,329 (100)	10,815 (95)	9,931 (88)	9,595 (85)	7,898 (70)
死者 (人)	管内	3 (100)	5 (167)	5 (167)	5 (167)	0 (0)
	全道	158 (100)	148 (94)	141 (89)	152 (96)	144 (91)
傷者 (人)	管内	46 (100)	31 (67)	49 (107)	48 (104)	25 (54)
	全道	13,489 (100)	12,673 (94)	11,494 (85)	11,046 (82)	9,043 (67)

() 内は平成28年を100とした指数

表 I - 6 - 2 留萌管内年次別発生状況の推移



※平成22年3月まで幌延町は留萌管内でしたが、幌延町の発生件数等は当グラフの数値に含めていません。

(2) 飲酒運転根絶に関する取組について

ア 飲酒運転根絶の日決起大会

北海道飲酒運転の根絶に関する条例により毎年7月13日を「飲酒運転根絶の日」と定めており、全道の総合振興局・振興局において決起大会を開催しています。

留萌振興局では令和2年7月13日に決起大会を開催し、留萌管内女性団体連絡協議会長による飲

酒運転根絶道民宣言を行い、参加者48名が飲酒運転根絶に関する意識の高揚を図りました。

イ 飲酒運転根絶に関する研修会

道民一人一人に「飲酒運転をしない、させない、許さない」を広く定着させ、道民の飲酒運転根絶への意識向上を図るため、全道の総合振興局・振興局において、飲酒運転根絶の活動に必要な知識を習得するための研修会を開催しています。

令和2年については9月に実施予定でしたが、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、翌年3月に延期して開催する予定です。

ウ 飲酒運転根絶緊急対策

平成29年2月から北海道では飲酒運転根絶緊急対策を実施しています。各総合振興局・振興局管内で飲酒運転による逮捕事案が連続した3日間で3件以上発生した場合に、振興局長は緊急対策の実施を発表し、関係機関と連携し住民への周知、啓発事業等を行うこととしています。

令和2年については、留萌振興局では飲酒運転根絶緊急対策の実施はありませんでした。

(3) 交通安全運動の展開

北海道交通安全総合対策本部（本部長：知事）において決定した「令和2年における交通安全運動の推進方針」に基づいて、次のとおり各種交通安全運動に取り組みました。

ア 期別運動

次のとおり、4期40日間の交通安全運動を行いました。

また、運動を効果的に推進するため、3月に春の全国運動の前に関係機関や団体を参集し、推進会議を開催しました。

・春の全国交通安全運動	4 / 6 ~ 4 / 15	10日間
・夏の交通安全運動	7 / 13 ~ 7 / 22	10日間
・秋の全国交通安全運動	9 / 21 ~ 9 / 30	10日間
・冬の交通安全運動	11 / 13 ~ 11 / 22	10日間

イ 通年運動

令和2年の年間スローガンは、次のとおりです。

『ストップ・ザ・交通事故 ～ めざせ 安全で安心な北海道 ～』

また、北海道における交通事故の実態を踏まえ、次の「交通安全運動の重点」を広く道民に呼びかけ、運動を推進しました。

- ※ 交通安全運動の重点 ～
- ① 子供と高齢者の安全確保
 - ② 飲酒運転の根絶
 - ③ スピードダウン
 - ④ シートベルトの全席着用
 - ⑤ 居眠り運転の防止
 - ⑥ 自転車の安全利用
 - ⑦ 安全意識の向上

ウ 交通死亡事故多発警報（全道・地域）

平成16年4月から、北海道では交通死亡事故多発警報を実施しています。

全道警報は、交通死亡事故の発生状況が3日間で次のいずれかに該当したときに発表します。

(ア) 5件以上の発生

(イ) 2件以上で6人以上の死者が発生

地域警報は、総合振興局・振興局地域において交通死亡事故の発生状況が3日間で次のいずれかに該当した場合に、振興局長は地域警報を発表して住民の注意を喚起し、関係機関が事故防止活動を行うこととしています。

(ア) 3 件以上の発生

(イ) 2 件以上で 4 人以上の死者が発生

令和 2 年は、全道警報の発表が 3 回（3 月 19～25 日、7 月 7～12 日、12 月 14～20 日）あり、地域警報の発表はありませんでした。

エ 「令和 2 年秋の全国交通安全運動」 合同出発式

例年、秋の全国交通安全運動を広く周知するとともに、交通事故防止を図ることを目的として、関係機関の共催により留萌管内総決起大会を開催していますが、令和 2 年は新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止とし、留萌警察署との共催による「令和 2 年秋の全国交通安全運動」合同出発式に変更して開催しました。

年月日	開催場所	参加人数	内容
令和 2 年 9 月 18 日	留萌合同庁舎 1 階道民ホール	37 名	留萌警察署員による出発申告を実施しました。 なお、出発申告後、留萌警察署、市町村及び振興局車両による車両出発を予定していましたが、天候不良のため中止としました。

オ その他の実施事業

留萌地区交通安全推進協議会と協力して、次の事業を実施しました。

(ア) 新入学児童への交通安全啓発

新入学児童を交通事故から守るため、交通安全啓発用の教材等を市町村を通じて新入学児童に配布しました。

年月日	学校名	新入学児童数	取組内容
令和 2 年 4 月 6 日	留萌市立 緑丘小学校	32 名	交通ルールが書かれた鉛筆や夜光反射ストラップ等の啓発グッズを手渡し、交通安全を呼びかけました。

(イ) オロロンライン交通安全特別啓発事業

秋の行楽シーズン及び輸送繁忙期を迎え、オロロンライン（国道 231 号及び国道 232 号）を往来する車が多く、交通事故の多発が憂慮されることから、市町村・警察・関係団体等と協力して、国道沿いの駐車帯や道の駅で啓発資材を配布する「オロロンライン交通安全特別啓発事業」を管内 3 か所（留萌市・塩見駐車帯（8 月 26 日）、遠別町・道の駅えんべつ富士見（8 月 27 日）、羽幌町・汐見駐車帯（9 月 1 日））で実施しました。

(ウ) 高齢者への啓発

a 例年、留萌市老人クラブ連合会主催の交通事故防止総決起大会で、交通ルールと加齢に伴う身体的・精神的変化について説明を行っています。

令和 2 年度は新型コロナウイルス感染症感染拡大防止のため、大会の開催はありませんでした。

b 高齢者の交通事故防止及び凍結路面のスリップ事故が発生しないよう、関係団体等と協力して、管内 5 か所（北海道立羽幌病院、天塩町立国民健康保険病院、留萌自動車学校、羽幌自動車学校、留萌市総合交通センター）で啓発資材の配布又は配布ブースを設置し、交通事故防止を呼びかけました。

カ 他の関係機関が実施する事業への参加

他の関係機関が実施する交通安全事業について、振興局職員に呼びかけを行い、積極的に参加しています。

令和2年度は、留萌市役所主催の「安全・安心運転相談窓口」と留萌商工会議所主催の旗の波運動及びセーフティラリー北海道2020に参加しました。

(4) 交通安全関係の表彰

道では、交通安全の功労に対し各種表彰を実施しています。

令和2年度の表彰の状況は、次のとおりです。

ア 知事表彰

北海道社会貢献賞（交通安全功労者） 該当者なし

北海道善行賞（交通安全実践者） 4名（増毛町3名、苫前町1名）

イ 知事感謝状

交通安全功労者 該当者なし

ウ 交通事故死ゼロパーフェクト市町村

交通事故死ゼロパーフェクト市町村の表彰制度は、令和元年度をもって廃止となりました。

7 アイヌ施策の推進

北海道や東北地方北部などに古くから住んでいるアイヌの人たちは、固有の言語、伝統的な儀式や祭事、多くの口承文芸、アイヌ文様などの独自の文化をもち、自然の恵みに感謝しつつ、狩猟・漁撈・採集を行い暮らしてきた民族です。

江戸から明治の時代を迎え、明治政府による大規模な和人の移住による開拓や伝統的風俗・習慣の禁止、日本語使用の強制等といった同化政策等により、アイヌの人たちの生活や文化は大きな打撃を受け、以降、和人ととの教育的・金銭的な格差やいわれのない差別が生じたところです。

政府は、明治32年に「北海道旧土人保護法」を、平成9年には北海道旧土人保護法を廃止して新たに「アイヌ文化の振興並びにアイヌの伝統等に関する知識の普及及び啓発に関する法律」を制定し、アイヌの人たちの生活向上等を図ってきました。

平成31年4月には、従来の生活向上施策やアイヌ文化振興施策に加え、地域振興、産業振興、観光振興等を含めた施策を総合的かつ効果的に推進し、アイヌの人たちが民族としての誇りを持って生活することができ、その誇りが尊重される社会の実現を図り、もって全ての国民が相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現することを目的として、アイヌの人たちが先住民族であるとの認識を示した「アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律」が制定され、併せて「アイヌ政策推進交付金」制度が創設されました。

また、令和2年7月には、アイヌ文化の復興・発展のための拠点となるナショナルセンターである民族共生象徴空間「ウポポイ」が胆振管内白老町に誕生し、アイヌ文化の復興等に関する中核的な役割を担っています。

平成29年に実施された「北海道アイヌ生活実態調査」によると、留萌振興局管内の各市町村にはアイヌの人たちはいないこととされていますが、高校生・専門学校生に対する修学資金や大学生に対する貸付金制度の事務や「アイヌ政策推進交付金」に係る各市町村への助言など、各種アイヌ施策に取り組んでいます。

II 環境の保全

今日の環境問題は、公害対策や自然保護、廃棄物対策といったこれまでの課題に加えて、地球温暖化といった地球規模の課題まで、極めて広範囲にわたり、かつ複雑、多様化しています。

このような状況の中、道では、平成8年10月に「北海道環境基本条例」を制定するとともに、平成10年3月に「北海道環境基本計画」、平成20年3月に「北海道環境基本計画〔第2次計画〕」を策定（平成28年3月に改定）し、よりよい環境を未来に引き継ぐ環境重視型社会を形成するための取組を進めています。

留萌振興局においても、住民が健康で安全に生活できるよう、公害のない環境づくりに努めるとともに地球環境の保全に地域から取り組む社会を目指し、各種施策を推進しています。

1 環境保全対策

(1) 公害苦情への対応

公害には、大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、騒音、振動、地盤沈下、悪臭の典型7公害の他に、廃棄物の不法投棄などがあります。住民からの苦情を受理した市町村や振興局の職員が現地へ赴き、原因調査や原因者に対する指導を行っています。

(2) 水質汚濁防止対策

ア 公共用水域（海域、河川）の常時監視について

環境基準（表Ⅱ－1－8）が定められている留萌海域、留萌川及び天塩川の水質を調査しています。令和元年度の測定結果では、全ての水域で環境基準を達成しています。

用語

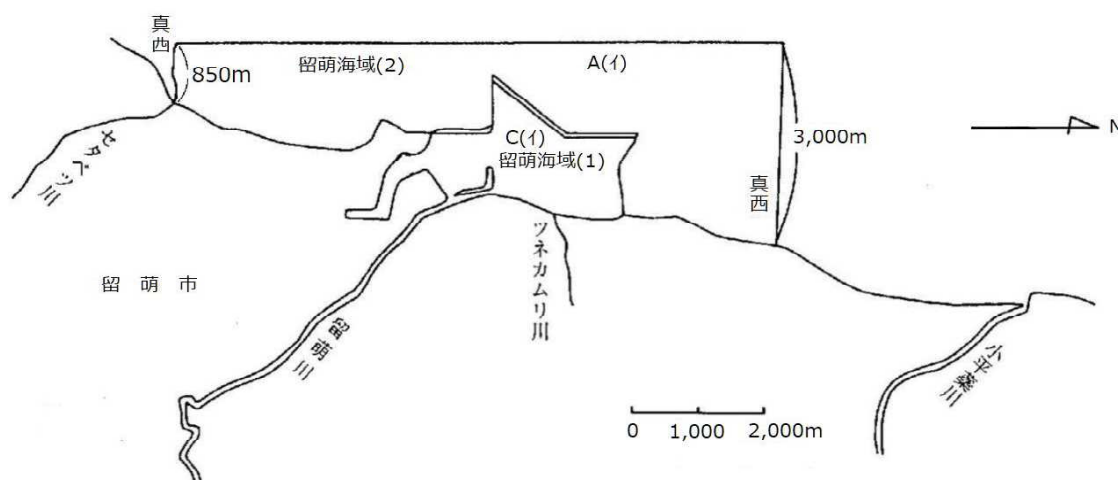
【BOD（生物学的酸素要求量）】

水中の有機性汚濁物質が微生物によって分解されるときに必要な酸素の量で、この数値が大きいほど川は汚れている。

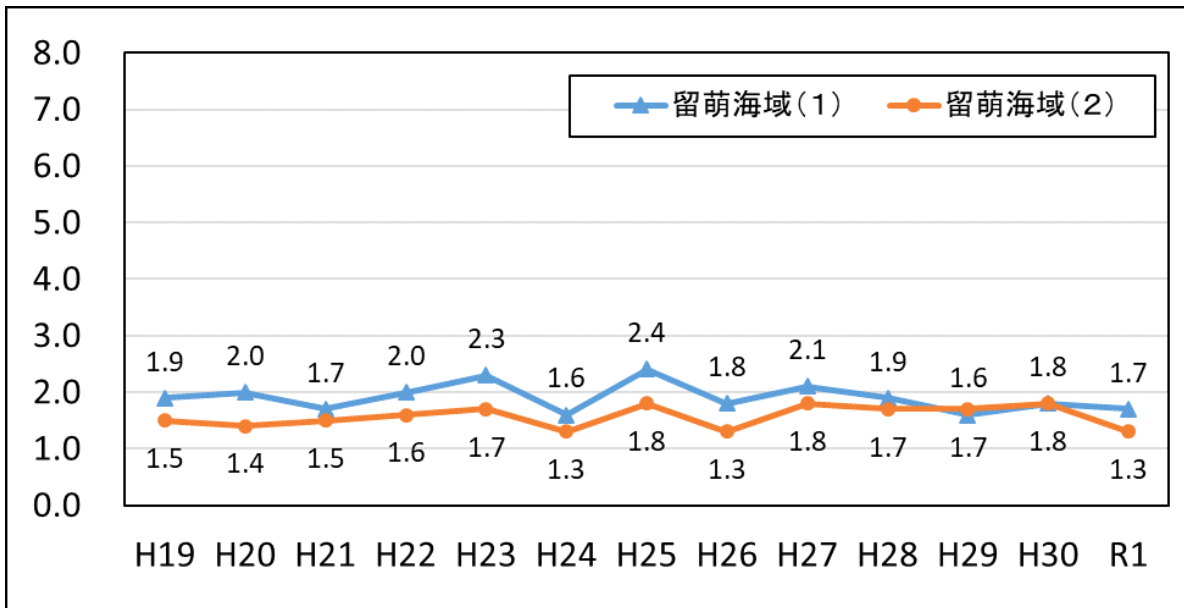
【COD（化学的酸素要求量）】

水中の有機性汚濁物質が化学的に分解されるときに必要な酸素の量で、この数値が大きいほど海や湖沼は汚れている。

表Ⅱ－1－1 留萌海域に係る環境基準類型



表Ⅱ－1－2 留萌海域のCOD(75%)の経年変化 [単位 mg/L]



※ C
O D

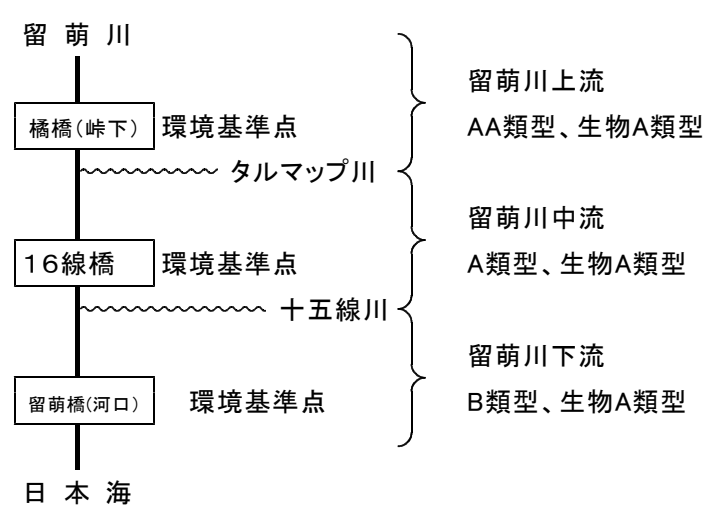
の環境基準値は、留萌海域(1)がC類型（8 mg/L）、留萌海域(2)がA類型（2 mg/L）

用語

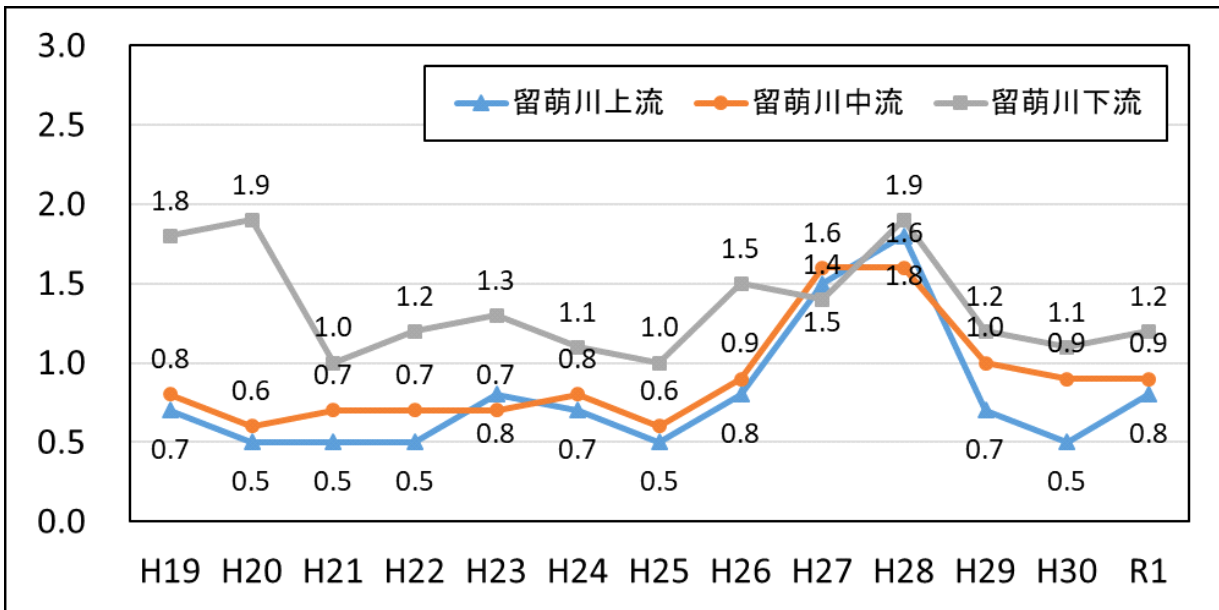
【75%値】

年間の日間平均値の全測定データをその値が小さいものから順に並べ、 $0.75 \times n$ 番目（ n は日間平均値のデータ数）のデータ値を75%値と呼ぶ。BODやCODに係る環境基準達成状況を判断する場合は、75%値を用いる。

表Ⅱ-1-3 留萌川に係る環境基準類型



表Ⅱ-1-4 留萌川のBOD(75%値)の経年変化 [単位 mg/L]



※
B

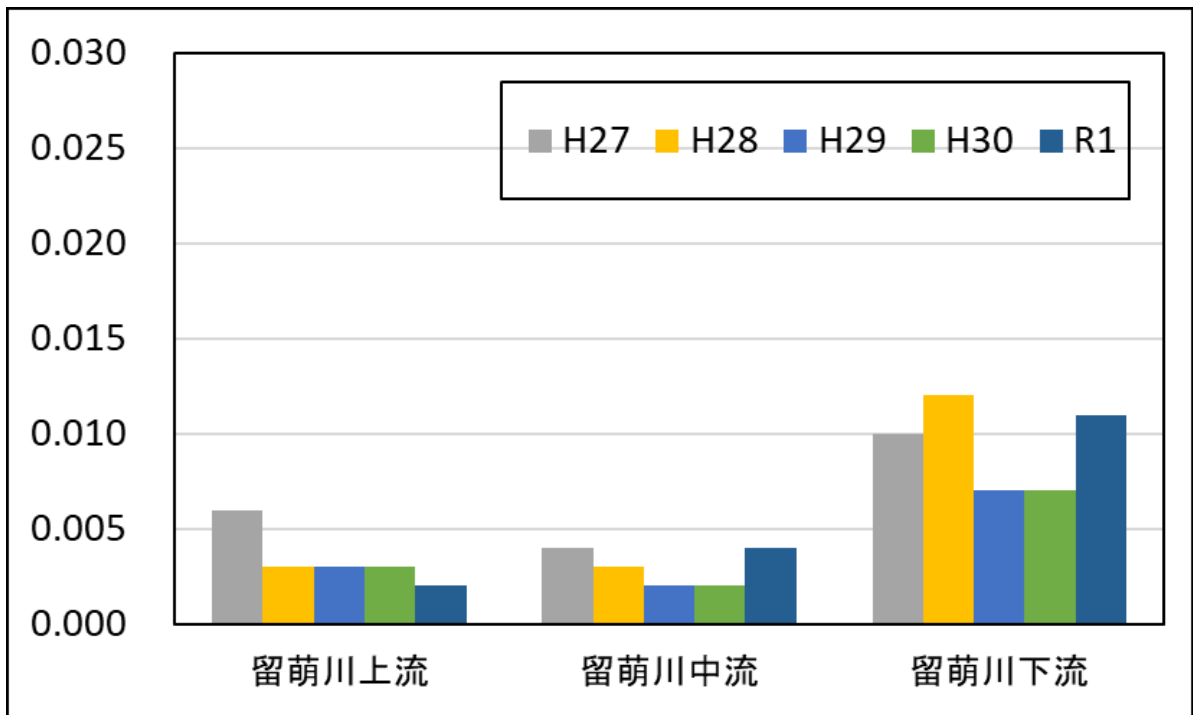
○Dの環境基準値は、留萌川上流がAA類型（1mg/L）、留萌川中流がA類型（2mg/L）、留萌川下流がB類型（3mg/L）

留萌川には水生生物の保全に関する環境基準が設定されています。

（平成23年6月に生物A類型に指定されました。環境基準は表Ⅱ－1－9のとおりです。）

平成27年度～令和元年度において留萌川で実施した水質調査結果は、水生生物の保全に関する環境基準を満たしています。

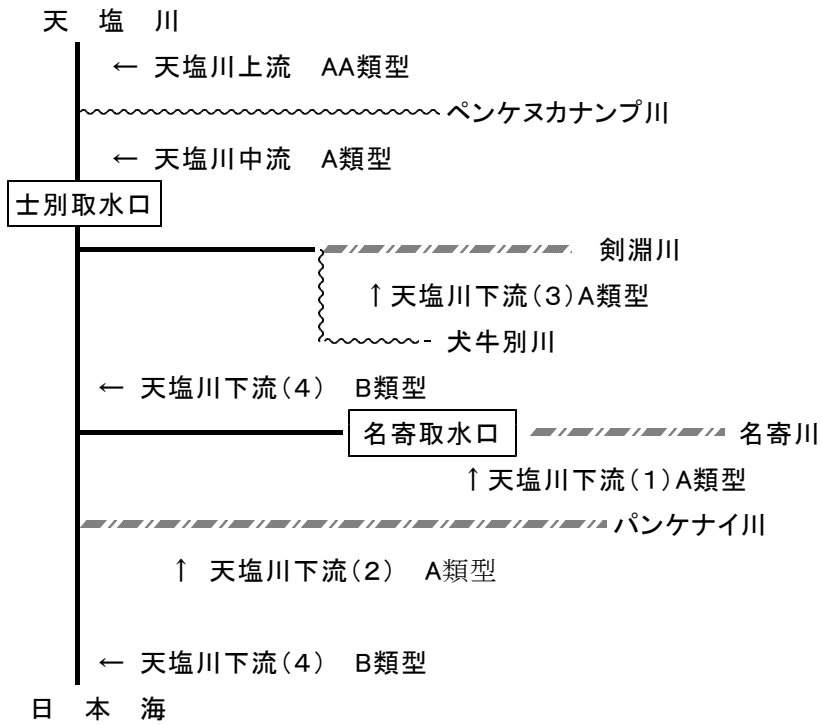
表Ⅱ－1－5 留萌川の全亜鉛(年平均値)の測定結果 [単位mg/L]



※
全

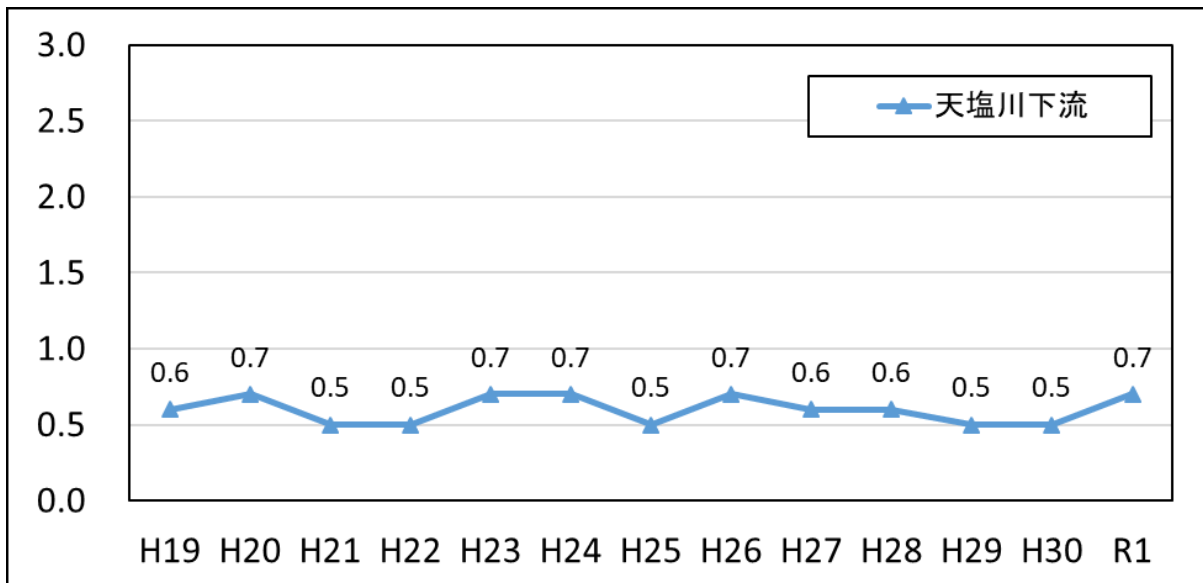
亜鉛の環境基準は、生物A類型（0.03mg/L）

表Ⅱ-1-6 天塩川に係る環境基準類型



表Ⅱ-1

1-7 天塩川下流のBOD(75%値)の経年変化 [単位 mg/L]



※

天塩川下流(4)のBOD環境基準値は、B類型(3mg/L)

表Ⅱ－１－８ 生活環境の保全に関する環境基準

1 海 域

項目 類型	利用目的の 適 応 性	基 準 値				
		水素イオン 濃度 (pH)	化学的酸素 要 求 量 (COD)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌群数	n-ヘキサン 抽出物質
A	水産1級 自然環境保 全に掲げるも の欄	7.8以上 8.3以下	2mg/L 以下	7.5mg/L 以上	1,000 MPN /100ml以下	検出されな いこと。
B	水産2級 工業及びCの 欄に掲げるも の欄	7.8以上 8.3以下	3mg/L 以下	5mg/L 以上	—	検出されな いこと。
C	環 境 保 全	7.0以上 8.3以下	8mg/L以下	2mg/L以上	—	—

備考：水産1級のうち、生食用原料カキの養殖の利水点については、大腸菌群数の70MPN/100mL以下とする。
基準値は、日間平均値とする（河川もこれに準ずる）。
(注) 1 自然環境保全：自然探勝等の環境保全
2 水産1級：マダイ、ブリ、ワカメ等の水産生物用及び水産2級の水産生物用
水産2級：ポラ、ノリ等の水産生物用
3 環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない程度

2 河 川

項目 類型	利用目的の 適 応 性	基 準 値				
		水素イオン 濃度 (pH)	生物化学的 酸素要求量 (BOD)	浮遊物質 量 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌群数
AA	水道1級 自然環境保 全に掲げるも の欄	6.5以上 8.5以下	1mg/L 以下	25mg/L 以下	7.5mg/L 以上	50 MPN /100ml以下
A	水道2級 水道及びB 以下に掲げる もの欄	6.5以上 8.5以下	2mg/L 以下	25mg/L 以下	7.5mg/L 以上	1,000 MPN /100ml以下
B	水道3級 水産2級 及びC以下の 欄に掲げるも の欄	6.5以上 8.5以下	3mg/L 以下	25mg/L 以下	5mg/L 以上	5,000 MPN /100ml以下

備考：C類型、D類型及びE類型は省略する。
(注) 1 自然環境保全：自然探勝等の環境保全
2 水道1級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの
水道2級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの
水道3級：前処理を伴う高度の浄水操作を行うもの
3 水産1級：ヤマメ、イワナ等貧腐水性水域の水産生物用並びに水産2級及び水産3級の水産生物用
水産2級：サケ科魚類及びアユ等貧腐水性水域の水産生物用及び水産3級の水産生物用

表Ⅱ－１－９ 水生生物の保全に関する環境基準

河 川

項目 類	水生生物の 生息状況の	基 準 値		
		全亜鉛	ノニルフェノール	直鎖アルキルベンゼン スルホン酸及びその塩

型	適 応 性			
生物A	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L以下	0.001mg/L以下	0.03mg/L以下
生物特A	生物Aの水域のうち、生物Aの欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生息場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L以下	0.0006mg/L以下	0.02mg/L以下
生物B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L以下	0.002mg/L以下	0.05mg/L以下
生物特B	生物A又は生物Bの水域のうち、生物Bの欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生息場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L以下	0.002mg/L以下	0.04mg/L以下

イ 地下水の水質調査について

水質汚濁防止法に基づき、地下水の水質調査を行っています。

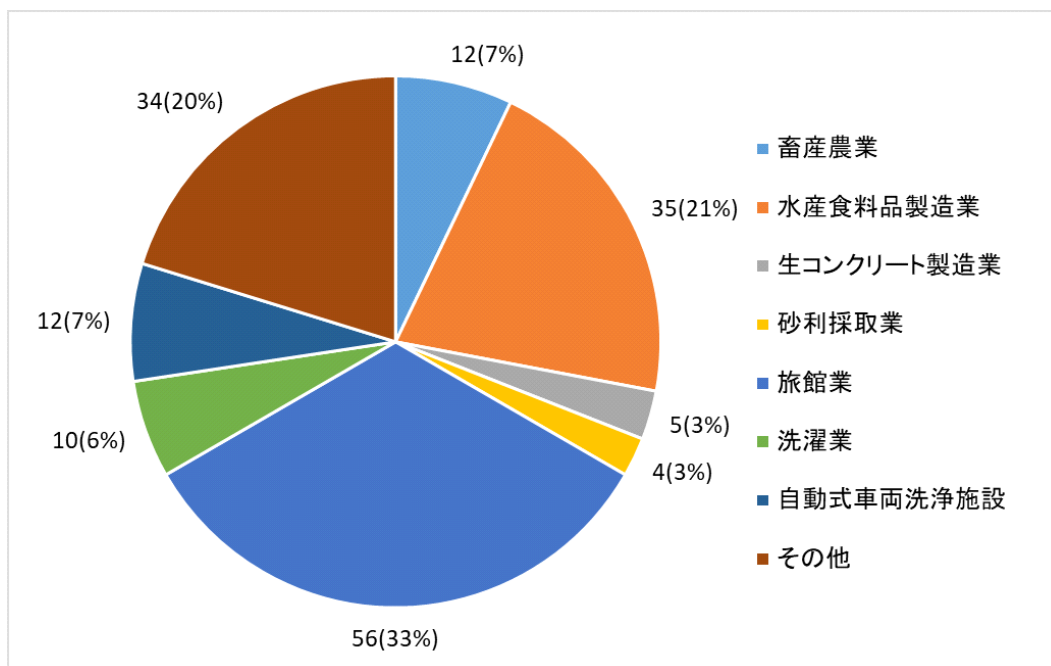
令和元年度は留萌市内の1ヵ所で井戸水の水質調査を実施しましたが、地下水の環境基準値を超過した項目はありませんでした。

ウ 事業場に対する監視・指導について

道では、公共用水域に排水を排出する特定の施設については、水質汚濁防止法に基づき、その設置及び変更等に際し、届出を義務づけるとともに、排水を排水基準で規制しています。さらに、天塩川水系に排水を排出する一部の事業場に対しては、条例で水質汚濁防止法よりも厳しい排水基準（上乘せ基準）を設けて規制を行っています。

令和2年3月末現在、管内の届出事業場は水産加工場や旅館等で合計168です。（表Ⅱ-1-10）。これらの事業場に対して、定期的に立入検査等を実施し、監視・指導を行っています。

表Ⅱ-1-10 水質汚濁防止法に基づく業種別の届出事業場数（令和2年3月31日現在）



立入検査には、施

設の維持管理や稼働状況等の確認を行う一般検査のほか、排水量が1日当たり50m³以上の事業場に対する採水検査もあります。

表Ⅱ-1-1-1 水質立入検査概要（令和元年度）

立入検査件数		違反・指導件数	
一般検査	47	排水基準違反	0
採水検査	6	行政指導	0
合計	53	合計	0

エ 海水浴場の水質調査について

快適な海水浴が行われるよう、毎年5月に管内の海水浴場の水質を調査しています。令和元年5月の検査では、管内に水質が不適とされた海水浴場はありませんでした。

オ 油流出事故対策について

油流出事故に備えて、市町村や警察、消防等関係機関で事故時の連絡体制を設け、被害の未然防止等を図っています。

カ 汚水処理施設の整備状況について

道では平成9年度に「全道みな下水道構想」、平成30年度には「全道みな下水道構想Ⅳ」を策定し、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を目的として、公共用下水道や合併処理浄化槽など、汚水処理施設の整備促進を図っています。

表Ⅱ-1-1-2 汚水処理施設普及率（令和2年3月31日現在）

	留萌市	増毛町	小平町	苫前町	羽幌町	初山別村	遠別町	天塩町	計
下水道普及率(%)	84.2	60.9	78.4	75.1	84.6	0.0	82.4	76.0	78.17
合併処理浄化槽(%)	2.6	6.6	6.0	3.6	1.6	16.5	12.4	6.5	4.30
農業集落排水処理施設(%)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	74.8	0.0	0.0	1.94

(3) 大気汚染防止対策

道では、大気汚染防止法や北海道公害防止条例に基づき、ばい煙や一般粉じんを発生する一定規模以上の施設については、その設置及び変更等に際し、届出を義務づけています。

令和2年3月31日現在で、当管内には大気汚染防止法に基づくボイラー等のばい煙発生施設は119、堆積場等の一般粉じん発生施設は59あり、その他に北海道公害防止条例に基づくばい煙等発生施設が

141あります。

また、それらの施設を有する事業場のうち、令和元年度には、25事業場の72施設に対して立入検査等を実施し、監視・指導を行っています。

表Ⅱ-1-13 大気立入検査概要 (令和元年度)

	事業場数	指導件数
ばい煙発生施設の立入検査	20	1
ばい煙に係る測定検査	0	0
一般立入検査	20	1
一般粉じん発生施設の立入検査	5	0
合 計	25	1

用 語

【ばい煙】

燃料などの燃焼に伴い発生する、ばいじん(すす)や硫酸化物などをいう。

【一般粉じん】

破碎や選別などにより発生し、又は飛散する物質のうち、「特定粉じん」以外のものをいう。

表Ⅱ-1-14

表Ⅱ-

1-15

大気汚染防止法に基づくばい煙発生施設数

(令和2年3月31日現在)

施設名	施設数	施設比率(%)
ボイラー	100	84.0
乾燥炉	5	4.2
廃棄物焼却炉	1	0.9
ガスタービン	3	2.6
ディーゼル機関	10	8.3
合 計	119	100.0

大気汚染防止法に基づく一般粉じん発生施設数

(令和2年3月31日現在)

施設名	施設数	施設比率(%)
堆積場	36	61.1
ベルトコンベア	13	22.1
破碎機・摩砕機	6	10.1
ふるい	4	6.7
合 計	59	100.0

表Ⅱ-1-16

北海道公害防止条例に基づくばい煙等発生施設数

(令和2年3月31日現在)

施設名	施設数	施設比率(%)
原材料置場	1	0.7
ベルトコンベア	109	77.3
破碎機・摩砕機	12	8.5
ふるい	19	13.5
その他	0	0
合 計	141	100.0

用 語

【石綿(アスベスト)】

安価で耐火性など多様な機能を有していることから、建築材料として様々な建築物等に使用されてきた。石綿の暴露後に数十年を経て発症する中皮種や肺がん等の重篤な疾病による健康影響が社会問題となり、石綿を使用する製品の製造が順次禁止されている。

また、大気汚染防止法では、石綿(アスベスト)

が「特

定粉じん」として位置付けられており、吹付け石綿等が使用されている建築物等の解体、改造、補修作業(特定粉じん排出等作業)を行うときには、事前の届出が義務づけられています。令和元年度は、届出件数は2件でした。

なお、平成25年6月に改正大気汚染防止法が公布され、特定粉じん排出等作業の届出義務者が解体等工事の発注者又は自主施工者に変更されました。

(4) 騒音、振動、悪臭防止対策

騒音、振動及び悪臭は、人の感覚に直接影響を与え、日常生活の快適さを損うことで問題となることが多く、感覚公害と呼ばれており、公害に関する苦情の中で最も高い割合を占めています。

工場・事業場等の発生源対策としては、法律に基づく規制地域及び規制基準を道が設定し、市町村が規制・指導を行っています。管内では、騒音規制法、振動規制法に基づく規制地域は留萌市、羽幌町及び増毛町に、悪臭防止7法に基づく規制地域は留萌市、羽幌町に設定されています。

また、法律に基づく指定地域以外の地域では、北海道公害防止条例に基づき、市町村が規制・指導を行っています。

(5) ダイオキシン類対策

平成12年1月に「ダイオキシン類対策特別措置法」が施行され、同法に基づき一定規模以上の特定施設（廃棄物焼却炉等）については、設置等に際し届出を義務づけるとともに、特定施設の設置者は排出ガス等に含まれるダイオキシン類を年1回以上測定し、その結果を知事に報告することとなっています。令和元年度末現在、留萌管内の特定施設は2施設です。

また、道では、環境中（地下水、土壌等）におけるダイオキシン類による汚染の状況を平成12年度から定期的に調査しており、平成16年度までに全自治体の調査をひととおり終了しました。さらに、その後も調査を継続していますが、当管内では法に定める環境基準値を超過した事例はありません（令和2年3月31日現在）。

(6) 土壌汚染対策

有害物質による土壌汚染事例の判明件数が著しく増加し、土壌汚染による健康影響の懸念や対策の確立への社会的要請が強まったため、平成15年2月に、土壌汚染対策法が施行されました。

この法律では、土壌汚染の現況の把握や土壌汚染による人の健康被害を防止するため、特定有害物質を取り扱った工場などを廃止する際に、土地所有者等は、土壌汚染の状況の調査や報告などを行うことが定められています。

さらに、平成22年4月に、改正土壌汚染対策法が施行され、一定規模（3,000㎡）以上の土地の形質変更を行う者が知事に対して工事着手の30日前までに届出を行う義務、要措置区域や形質変更時要届出区域の指定制度などが定められています。当管内では、要措置区域及び形質変更時要届出区域の指定はありません（令和2年3月31日現在）。

(7) その他の環境保全対策

ア 特定開発行為の規制について

道では、昭和48年に、北海道自然環境等保全条例を制定し、環境の破壊や災害の発生を未然に防止するために、1ha以上の規模の土石の採取、資材置場又は工場用地の造成など特定の開発行為を行う場合には、知事の許可を受けなければならないことになっています。当管内では、令和元年度の許可実績はありません。

イ 環境影響評価制度（環境アセスメント制度）について

道では、昭和53年に、全国に先駆けて、北海道環境影響評価条例を制定し、開発事業の実施による環境悪化の未然防止に努めてきました。その後、平成8年に北海道環境基本条例が制定され、平成9年には環境影響評価法が制定されるなど、制度を取り巻く情勢が大きく変化していることから、平成11年6月から、全面的に改正した条例を施行し、環境影響評価手続の充実、強化、より効果的な環境への配慮を図っています。

なお、平成25年10月から、計画段階環境配慮書の手続等が新設された改正条例が施行されています。

ウ 水資源の保全について

道では、水源周辺における適正な土地利用の確保を図るため、平成24年に「北海道水資源の保全に関する条例」を制定し、水資源保全地域内にある土地の権利譲渡者に対して、契約締結日の3ヵ月前までに届出を行うよう義務付けています。当管内では、増毛町内の2ヵ所が水資源保全地域に指定されています（令和2年3月31日現在）。

2 環境施策の体系

(1) こどもエコクラブ事業

環境省では、環境問題に関する学習や活動をするこどもたちのグループを「こどもエコクラブ」として登録し、情報や資材の提供を行っています。

(2) 環境保全の普及啓発

留萌振興局では、住民や事業者の皆さんに、環境保全についての理解と関心を深めてもらうために様々な取組を行っています。

ア 環境月間の取組

6月5日は「環境の日」と定められており、6月は「環境月間」となっています。留萌振興局では、庁舎ロビーで環境パネル展を行いました。

また、啓発資材を配布して、リサイクルの推進やマイバッグの使用などについて啓発活動を行いました。

イ 環境保全推進委員制度

道では、環境施策に道民の意見を反映させるため、「北海道環境基本条例」に基づき、平成9年4月から「環境保全推進委員制度」を実施しています。

委員は、地域生活圏（6圏域）ごとに委嘱しており、意向調査や提言を通じて、道の環境施策への意見を提出していただいています。

(3) 地球温暖化防止対策

ア 北海道地球温暖化防止活動推進員

道では、地球温暖化対策に地域から取り組むため、「地球温暖化対策の推進に関する法律」に基づき、平成13年5月から「北海道地球温暖化防止活動推進員制度」を実施しています。

推進員は、令和2年3月現在、道北圏では3名（上川管内3名）全道では23名を委嘱しており、各種会合等への参加を通じて、地球温暖化防止の重要性について普及啓発活動を行うとともに、住民や事業者の皆さんの求めに応じて、必要な指導、助言を行っています。

また、NPO等、地域における組織的な取組をサポートしています。

イ 北海道地球温暖化防止条例に基づく取組

平成22年3月1日に「北海道地球温暖化防止条例」が完全施行となりました。

この条例では、地球温暖化対策における道・事業者・道民の責務などを明らかにすることや、社会や市場での評価を通じて、二酸化炭素やメタンなどの温室効果ガスの排出量の抑制に向けた自主的・計画的な取組を推進するなど、現在及び将来の道民の健康で文化的な生活の確保と人類の福祉に寄与していくことを目指します。具体的な内容としては、多くの温室効果ガスを排出する特定の事業者を対象とした温室効果ガス排出削減等を図る計画書の提出や、特定の駐車場の管理者等による利用者へのアイドリングストップ実施の周知、また、新車販売事業者による購入者への温室効果ガス排出量などの情報の周知など、各取組を推進していきます。

ウ 地球温暖化防止月間

平成9年12月に京都で開催された気候変動枠組条約第3回締約国会議（COP3）を契機として、翌年の平成10年度から12月を「地球温暖化防止月間」と定められました。

この時期に、国民、事業者、行政の各主体が一体となって地球温暖化防止のための行動を起こすきっかけとして、様々な取組を行っています。

エ 道の事務・事業に関する実行計画

道では、地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号）に基づき、率先して地球温暖化対策に取り組むため、「道の事務・事業に関する実行計画」に基づき、温室効果ガスの削減に努めています。

留萌振興局でも、本庁に準じ合同庁舎内の他の部局とともに、エネルギーや資源の使用量削減に取り組んでいます。

オ 水素社会の実現に向けた取組

本道は、積雪寒冷地・広域分散という地域特性から、暖房や自動車による燃料消費量が多く、一人当たりの二酸化炭素排出量は全国に比べ多い一方、全国トップクラスの再生可能エネルギーの導入ポテンシャルがあり、この優位性を活かした水素の利用を進めることで、二酸化炭素排出量の削減、災害に強い安全・安心な地域づくり、水素関連産業の創出への寄与などが期待されます。

そこで道では、北海道における水素利活用のあり方を示すため「北海道水素社会実現戦略ビジョン」（平成28年1月）を、具体的な手立てとスケジュールを示すため「水素サプライチェーン構築

ロードマップ」(同年7月)を策定しました。

エネファームやF C V (燃料電池自動車)の普及と水素ステーションの整備促進、地産地消を基本とした水素サプライチェーンの検討などの取組を行っています。

留萌管内では、平成27年から平成30年までの間、苫前町で、風力発電の余剰電力を利用して水素をつくり、貯蔵・輸送して利用する実証事業が行われました。

Ⅲ 廃棄物の処理

大量生産・大量消費・大量廃棄型の経済社会活動は、廃棄物の処理に伴う環境負荷やコストの増大、最終処分場の不足、不法投棄の増加など様々な課題を抱えることとなりました。

これらの課題の解決を図るためには、適正生産、適正消費とともに、廃棄物の発生抑制（リデュース）、再使用（リユース）、再生利用（リサイクル）を進め、最終的に廃棄するものをできるだけ少なくし、適正に処分するということを基本にして、限りある資源の消費を抑え、環境負荷を軽減する「循環型社会」の構築に向けた取組が必要です。

このため、「循環型社会形成推進基本法」をはじめとする各種リサイクル関係法令が制定されるとともに、循環型社会の形成に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、「循環型社会形成推進基本計画」が策定されています。

1 循環型社会の形成

(1) 循環型社会の推進

道では、「北海道循環型社会形成の推進に関する条例」に基づき、北海道が目指す循環型社会の具体的な指針として、平成22年4月に「北海道循環型社会形成推進基本計画」を策定し、北海道らしい循環型社会の形成に向けた取組を進めてきました。

令和2年3月には、計画に基づく指標の達成状況や社会情勢の変化などを踏まえて、後続計画となる北海道循環型社会形成推進基本計画（第2次）を策定し、さらに、同基本計画の廃棄物の処理に関する個別計画として位置付けている「北海道廃棄物処理計画」についても同時に策定し、循環型社会の形成を積極的に進めています。

(2) 資源リサイクルの現況

ア 市町村等における再資源化の状況

管内では、すべての市町村が市町村（一部事務組合）による資源ごみの分別収集及び再資源化を行っています。なお、回収品目は、一部品目を除く大部分が対象となっています。

イ 廃棄物再生事業者登録制度の活用

平成4年度からはじまった「廃棄物再生事業者登録制度」により、古紙、金属くず、空き瓶、古繊維の再生を業として営んでいる事業者が、一定の要件を満たしている場合は北海道知事の登録を受けることができ、登録事業者は「登録廃棄物再生事業者」の名称を用いることができます。

市町村は登録を受けた者に対して、市町村における一般廃棄物の再生に関して必要な協力を求めることができます。

管内では令和元年度末現在で1事業者が登録されています。

ウ 普及啓発活動

ごみの排出抑制、再生利用による減量やリサイクルの推進に関する普及・啓発のため、次のような取組を行っています。

(ア) ごみ減量・リサイクル推進週間

環境省では、毎年5月30日から6月5日までの1週間を「リサイクル・ごみ減量化推進週間」と定めており、この期間に管内の市町村では 温暖化防止等のパネル展示や資源ごみの回収等を行いました。

(イ) リサイクル推進月間

環境省では平成3年から10月を「リサイクル推進月間」と定め、平成12年からは「3R（リデュース・リユース・リサイクル）推進月間」と改め啓発を行っています。

留萌振興局では、この月間中に、小型家電のリサイクルをはじめ、3R推進のためのパネル及び資料を展示し、普及啓発を行いました。

(3) 各個別リサイクル法の取組状況

ア 容器包装リサイクルの推進

容器包装リサイクル法が、平成7年12月に一部施行、平成12年度に完全施行され、各市町村では、5年を一期とする分別収集計画を策定して、容器包装廃棄物（一般廃棄物）の分別収集及び再商品化を行っています。

平成8年度に第1期市町村分別収集計画が始まり、これまで第7期計画まで策定してきましたが、平成18年6月に容器包装リサイクル法の改正、また平成20年4月にリサイクル（再商品化）の効率化が図られた場合事業者から市町村に拠出金が配分される制度が施行され、令和元年6月に市町村では新たに第9期市町村分別収集計画（令和2年4月から5カ年）を策定しました。

表Ⅲ－１－１
市町村（一部事務組合）の分別収集開始年度

分別収集の対象となる容器包装	留萌南部衛生組合 ※1	羽幌町外2町村衛生施設組合 ※2	西天北五町衛生施設組合 ※3
無色ガラス製容器包装	平成25年度	平成13年度	平成15年度
茶色ガラス製容器包装	平成25年度	平成13年度	平成15年度
その他の色のガラス製容器包装	平成25年度	平成13年度	平成15年度
ペットボトル	平成25年度	平成12年度	平成15年度
その他紙製容器包装	平成25年度	—	平成15年度
プラスチック製容器包装	平成25年度	平成15年度	平成15年度
白色トレイ	平成25年度	平成15年度	平成15年度
スチール缶	平成25年度	平成12年度	平成15年度
アルミ缶	平成25年度	平成12年度	平成15年度
飲料用紙製容器包装	平成25年度	平成12年度	平成15年度
段ボール	平成25年度	平成12年度	平成15年度

※1 留萌南部衛生組合 : 留萌市、増毛町、小平町

※2 羽幌町外2町村衛生施設組合 : 羽幌町、苫前町、初山別村

※3 西天北五町衛生施設組合 : 遠別町、天塩町、中川町（上川総合振興局）、幌延町（宗谷総合振興局）、豊富町（宗谷総合振興局）

イ 家電リサイクルの促進

特定家庭用機器再商品化法（家電リサイクル法）が、平成13年4月に施行され、市町村等による処理が困難で、資源として有効利用性が高い4品目（エアコン、ブラウン管式テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機）が特定家庭用機器に指定されました。さらに、平成21年4月に、液晶・プラズマ式テレビ、衣類乾燥機が追加指定されました。

この法律では、これらの家電を廃棄する消費者（排出者）が、リサイクル料金及び運搬料金を負担して小売業者に引渡し、小売業者から廃家電を引き取った製造業者等がリサイクルを行うことが定められています。

ウ 建設リサイクルの推進

建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（建設リサイクル法）が、平成14年5月に完全施行され、一定規模以上の建設工事受注者等に対し、特定建設資材（コンクリートや木材等）の分別解体や再資源化等を義務付けています。

環境生活課では、特定建設資材が円滑に再資源化等されるように、建設業者に対して再資源化等施設に関する情報提供を行うとともに、特定建設資材廃棄物の適正処理のために立入検査を行っています。

建設指導課では、分別解体、対象建設工事届出の受理、解体工事業登録を行っています。

エ 自動車リサイクルの推進

使用済自動車は、中古部品や金属としての価値があり、従来、市場原理の下で自動車解体業者等によってリサイクル・処理が行われてきました。

しかしながら、最終工程で発生する金属とプラスチック等が混在した破碎くず（シュレッダーダスト）の処分費の高騰やくず鉄価格の低迷等から、自動車ユーザーが処理料金を払って引き渡す状況（逆有償）が生じ、不法投棄や不適正な長期間保管が問題となったほか、処理するために専門技術が必要なエアバッグ類を装着した自動車も増えてきました。

こうした中で、平成17年1月に、使用済み自動車の再資源化等に関する法律（自動車リサイクル法）が施行されました。

この法律では、自動車ユーザーは、使用済自動車のエアバッグ類、エアコン用フロン類及びシュレッダーダストのリサイクルや適正処理に必要な費用を負担し、引取業者に使用済自動車を引き渡すことが義務付けられました。

また、使用済自動車の引取業者及びフロン類回収業者は登録制、解体業者及び破碎業者は許可制になり、それぞれリサイクル・適正処理を行うことが義務付けられました。

留萌振興局では、解体業と破碎業に対する許可を行うとともに、解体業・破碎業事業所への立入検査を行うなど、使用済自動車のリサイクル・適正処理を推進しています。

表Ⅲ－１－２ 留萌振興局管内の自動車リサイクル関連事業所数（令和2年3月31日現在）

引取業者	フロン回収業者	解体業者	破碎業者
9	3	1	1

オ フロン類（第一種特定製品）の適正処理

特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律（フロン回収・破壊法）が、平成14年4月に施行され、オゾン層の破壊や地球温暖化を招くフロン類を大気中にみだりに放出することが禁止され、冷媒としてフロン類が使用されている機器を廃棄する際にフロン類を回収すること等が義務付けられました。また、平成25年6月に改正フロン回収・破壊法（フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律）が公布され、フロン類の充填業の登録制等が定められました。（平成27年4月から施行）さらに、機器廃棄時のフロン回収率の向上を図るため、令和2年4月に法改正が行われ、フロンが回収済みであることを証明できない機器の引取りを禁止するなど、対策が強化されました。

留萌振興局では、第一種特定製品（業務用の冷凍機器・冷蔵機器・エアコンディショナー）からフロン類の回収を行う回収業者（第一種フロン類回収業者）の登録を行うとともに、回収事業所への立入検査を行うなど、フロン類の適正処理を推進しています。令和2年3月31日現在の当管内の第一種フロン類回収業者の登録数は5社です。

なお、使用済自動車（カーエアコン）からのフロン類回収は、平成17年1月以降、自動車リサイクル法による登録を受けたフロン回収業者が行っています（表Ⅲ－１－２参照）。

カ 小型家電リサイクルの促進

使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律（小型家電リサイクル法）が、平成25年4月から施行され、電話機、携帯電話端末、デジタルカメラ、パソコン、プリンター等が制度対象品目に指定されました。

この法律では、廃棄物の適正な処理や資源の有効な利用の確保を図るため、市町村等が回収し

た使用済小型家電について、これを引き取って確実に適正なりサイクルを行うことを約束した者を国が認定し、廃棄物処理法の特例措置を講じることが定められています。

市町村が公共施設内に設置したボックス等回収が行われていますが、回収に当たり、小型家電を廃棄する消費者（排出者）がリサイクル料金を負担する必要はありません。

2 一般廃棄物

(1) 一般廃棄物の概要

一般廃棄物は、地域住民の日常生活に伴って生じた、ごみ、粗大ごみ、し尿及び浄化槽に係る汚泥がその主たるもので、事業活動に伴って生じた廃棄物のうち産業廃棄物として特定されなかったものもこれに含まれます。

市町村は、当該市町村の区域全域について一般廃棄物処理計画を策定しなければなりません。

一般廃棄物処理計画は、ごみ及び生活排水に関して、長期的視点に立った一般廃棄物処理の基本方針となる基本計画と、基本計画に基づき各年度ごとに、一般廃棄物の排出の抑制、減量化・再生利用の推進、収集、運搬、処分等について定める実施計画で構成され、それぞれ、ごみ及び生活排水に関する部分から構成されています。

また、対象となる廃棄物としては、市町村が処理する一般廃棄物のみならず、多量排出事業者に指示して処理させる一般廃棄物、市町村以外のものが処理する一般廃棄物も含まれます。

(2) 一般廃棄物処理の現況

ア 一般廃棄物処理計画策定状況

管内の市町村における一般廃棄物処理計画策定状況は、ごみ処理基本計画及び生活排水処理基本計画ともに策定済みで、策定年度等は表Ⅲ－２－１のとおりです。

表Ⅲ－２－１ 一般廃棄物処理計画策定状況（令和２年３月31日現在）

市町村	ごみ処理基本計画		生活排水処理基本計画	
	策定年度（期間）	備考	策定年度（期間）	備考
留萌市	H25 (R9年度まで)	留萌南部衛生組合 策定	H23. 3 (R7年度まで)	
増毛町			H26. 10 (R6年度まで)	
小平町			H22. 1 (R1年度まで)	
苫前町	H28. 3 (R11年度まで)	羽幌町外 2 町村衛 生施設組合策定	H28. 7 (R7年度まで)	羽幌町外 2 町村衛 生施設組合 H28. 7 策定 (R7年度まで)
羽幌町	H28. 3 (R11年度まで)		H28. 7 (R7年度まで)	
初山別村	H28. 3 (R11年度まで)		H28. 7 (R7年度まで)	
遠別町	H28. 3 (R12年度まで)	西天北五町衛生施 設組合策定	H28. 3 (R12年度まで)	
天塩町			H28. 3 (R12年度まで)	

イ 中間処理施設及び最終処分場の概要

管内市町村等の一般廃棄物の中間処理施設及び最終処分場の概要は、表Ⅲ－２－２のとおりです。

なお、ごみ処理の広域化（P29）により、留萌市、増毛町、小平町及び苫前町、羽幌町（離島の生ごみ処理を除く）初山別村並びに遠別町、天塩町のごみ処理は、それぞれの一部事務組合の施設で行われております。

また、留萌管内では、一般廃棄物の中間処理施設のうち焼却施設はすべて廃止されています。

表Ⅲ－２－２ 一般廃棄物処理施設の概要（令和２年３月31日現在）

市町村等	中間処理施設（t/日）				最終処分場		
	生ゴミ処理	堆肥化	破砕	資源化	面積㎡	容積m ³	設置年
留萌南部衛生組合	6.87		8.0	15.0	16,920	114,342	H25

留 萌 市					15,000	88,500	H10
増 毛 町					9,020	31,300	H10
小 平 町		17.4			5,900	22,400	H14
羽幌町外2町村衛生施設組合		6.0	6.7	4.6	13,100	78,100	H15
苫 前 町							
羽 幌 町							
初 山 別 村							
西天北五町衛生施設組合		5.0	16.0	2.0	15,000	114,100	H15
遠 別 町							
天 塩 町							

ウ し尿処理施設の概要

管内市町村のし尿処理施設の概要は表Ⅲ－２－３のとおりです。

管内市町村のし尿及び浄化槽汚泥はすべて、各一部事務組合で処理されています。

このうち、西天北五町衛生施設組合の施設は、し尿と生ごみ等の有機性廃棄物を併せて処理する汚泥再生処理センターとなっています。

なお、羽幌町外2町村衛生施設組合の施設については、平成28年に「汚水処理共同整備事業(MICS事業)」により、し尿及び浄化槽汚泥を下水道処理施設で処理することとなったため、平成28年12月20日に廃止となりました。

表Ⅲ－２－３ し尿処理施設概要（令和2年3月31日現在）

市町村等	処理能力 (kL/日)	処理方式	処理廃棄物	設置年
留萌南部衛生組合 〔 留萌市 増毛町 小平町 〕	80	嫌気	し尿、浄化槽汚泥	S55
西天北五町衛生施設組合 〔 遠別町 天塩町 (幌延町(宗谷管内)) (豊富町(宗谷管内)) (中川町(上川管内)) 〕	20	し尿系 ：膜分離＋高度処理 ごみ系 ：高速メタン発酵	し尿、浄化槽汚泥 生ごみ、下水汚泥	H15

エ 管内市町村等の一般廃棄物処理の状況

平成30年度の一般廃棄物処理の状況は、表Ⅲ－２－４、表Ⅲ－２－５、表Ⅲ－２－６及び表Ⅲ－２－７のとおりです。

管内全体の総排出量は14,905tであり、全道の0.79%を占めています。原単位(一人一日あたりの排出量)で見ると897g/人・日であり、全道平均969g/人・日及び全国平均936g/人・日を下回っています。

また、リサイクル率では管内全体で37.0%であり、全道の23.9%、全国の19.2%を大きく上回っています。

表Ⅲ－２－４ 一般廃棄物の排出量（平成30年度）

	総排出量(t)	構成比(%)	原単位(g/人・日)	リサイクル率(%)
留萌振興局	14,905	0.79	897	37.0
留萌市	6,282	(42.1)	821	29.4
増毛町	990	(6.6)	633	52.1
小平町	2,188	(14.7)	1,884	71.4
苫前町	803	(5.4)	706	27.2
羽幌町	2,309	(15.5)	900	25.3
初山別村	323	(2.2)	751	33.2
遠別町	995	(6.7)	1,012	28.6
天塩町	1,015	(6.8)	901	33.0

全道	187.6(万t)	100.0	969	23.9
全国	4,271(万t)	—	936	19.2

※構成比の留萌振興局は全道に対する比率。()内は、留萌振興局全体に対する比率

表Ⅲ-2-5 一般廃棄物処理の状況（平成30年度）

	排出量(t)			中間処理(t)					最終処分(t)			資源化量(t)	中間処理による減量 (f)=a-(c+d)
	総量(a)	計画収集	直接搬入	総量(b)	RDF化	粗大	堆肥化	他の資源化処理	総量(c)	直接埋立(c)	処理(d)	総量(d)	
留萌市	6,282	5,838	444	1,835	0	350	0	1,485	3,262	2,643	619	1,358	1662
増毛町	990	934	56	533	0	42	0	491	61	0	61	285	644
小平町	2188	767	1,421	1,613	0	0	1,350	263	618	560	58	1,552	18
苫前町	803	740	63	443	0	84	145	214	456	361	95	219	128
羽幌町	2,309	2,213	96	1,218	0	221	444	553	1,351	1,084	267	586	372
初山別村	323	308	15	201	0	26	67	108	161	124	37	108	54
遠別町	995	972	23	922	0	0	0	922	561	70	491	285	149
天塩町	1015	978	37	934	0	0	0	934	577	78	499	335	103

表Ⅲ-2-6 し尿処理の状況（平成30年度）

一部事務組合	収集(kL)	処理(kL)	処理内訳(kL)			備考
			し尿処理施設	下水道投入	農村還元	
留萌南部衛生組合	4,790	4,790	4,790	0	0	収集は、構成市町
羽幌町外2町村衛生施設組合	3,392	3,392	3,392	0	0	

表Ⅲ-2-7 浄化槽汚泥処理の状況（平成30年度）

一部事務組合	収集(kL)	処理(kL)	処理内訳(kL)			備考
			し尿処理施設	下水道投入	農村還元	
留萌南部衛生組合	4,403	4,403	4,403	0	0	収集は、構成市町
羽幌町外2町村衛生施設組合	979	979	979	0	0	

(3) ごみ処理の広域化の推進

ア ごみの広域処理

道は、平成9年12月に広域的なごみ処理を行うことによりダイオキシン類の排出削減を図ることとし、今後のごみ処理のあり方や広域的な取組の際に必要な市町村の範囲について、基本的な考え方を示した「ごみ処理の広域化計画」を策定しました。

この計画で、留萌振興局は、留萌市、増毛町、小平町、苫前町、羽幌町及び初山別村で構成する留萌中南部ブロックと、遠別町、天塩町のほか宗谷管内幌延町、豊富町及び上川管内中川町で構成する西天北ブロックに分かれています。

両ブロックでは、平成14年12月から強化されたダイオキシンの排出基準に対応するため、脱焼却の施設整備を進めました。

両ブロックにおける基本計画等は表Ⅲ－２－８のとおりで、ごみ処理施設整備状況等は表Ⅲ－２－９のとおりです。

表Ⅲ－２－８ 広域化計画によるブロック別の基本計画概要（令和2年3月31日現在）

ブ ロ ッ ク 名	留萌中南部ブロック	西天北ブロック
協議会の設置	平成10年6月1日 「留萌中南部広域生活環境対策協議会」発足 (平成12年8月31日解散)	平成10年2月23日 「西天北地域ごみ処理対策協議会」 発足 (平成12年3月31日解散)
基本計画の策定	平成11年4月	平成11年3月
実施計画の策定	平成21年3月	平成12年3月
基本計画等の概要 (施設整備)	南部地域 構成：留萌市・増毛町・小平町 (留萌南部衛生組合) 施設： ・リサイクルプラザ 既設 ・最終処分場 既設 ・生ゴミ処理施設 既設 ・有害鳥獣焼却施設 既設 人口：27,707人 面積：1,294.17km ²	構成：遠別町、天塩町、幌延町（宗谷管内）、豊富町（宗谷管内）、中川町（上川管内） (西天北5町衛生施設組合) 施設： ・リサイクルプラザ 既設 ・汚泥再生処理センター 既設 ・最終処分場 既設 人口：13,139人 面積：2,634.84km ²
	中部地域 構成：苫前町・羽幌町・初山別村 (羽幌町外2町村衛生施設組合) 施設： ・リサイクルプラザ 既設 ・最終処分場 既設 人口：10,840人 面積：1,206.33km ²	

表Ⅲ-2-9 広域化計画によるブロック別のごみ処理施設整備状況（令和2年3月31日現在）

南部地域（留萌市・増毛町・小平町）			
	施設名	能力等	備考
留 萌 中 南 部 ブ ロ ッ ク	リサイクルプラザ（留萌市美・サイクル館） （H10.4供用開始）	資源化施設 15.0t/日 粗大ごみ破砕 8.0t/日	・増毛町・小平町の可燃ごみ、資源ごみ（カット）は美・サイクル館で処理。 ・小平町単独で農業・水産業系一廃を堆肥化施設で処理。 ・有害鳥獣焼却施設はH26.4から稼働
	留萌南部衛生組合最終処分場 （H26.4供用開始）	面積 16,920m ² 容積 114,342m ³	
	リサイクルプラザ（小平町） （H25.4供用開始）	生ゴミ処理 6.87t/日	
	小平町最終処分場 （H14.4供用開始）	面積 5,900m ² 容積 22,400m ³	
	留萌市最終処分場 （H10.4供用開始）	面積 15,000m ² 容積 88,500m ³	
	増毛町最終処分場 （H10.4供用開始）	面積 9,020m ² 容積 31,300m ³	
中部地域（羽幌町外2町村衛生施設組合（構成町村：羽幌町・苫前町・初山別村））			
	施設名	能力等	備考
ツ ク	リサイクルプラザ （きらりサイクル工房） （H14.11供用開始）	粗大ごみ・破砕ごみ 6.7t/日 資源ごみ 4.6t/日 生ごみ 6.0t/日	
	最終処分場 （H15.11供用開始）	面積 13,100m ² 容積 78,100m ³	
西天北五町衛生施設組合（構成町：遠別町・天塩町・幌延町（宗谷管内）・豊富町（宗谷管内）・中川町（上川管内））			
	施設名	能力等	備考
西 天 北 ブ ロ ッ ク	リサイクルプラザ （H14.12供用開始）	破砕施設 16t/日 資源化施設 2t/日	・遠別町、天塩町及びサロベツ清掃組合（構成町：幌延町・天塩町）の焼却施設はH14.11.30で廃止。
	汚泥再生処理センター （H15.4供用開始）	し尿 14kL/日 浄化槽汚泥 6kL/日 生ごみ 5t/日 下水道汚泥 3t/日	
	最終処分場 （H15.4供用開始）	面積 15,000m ² 容積 114,100m ³	

3 産業廃棄物

(1) 産業廃棄物処理の概要

産業廃棄物は、事業活動に伴って生じた廃棄物のうち燃え殻等の20種類と輸入された廃棄物をいい事業者が処理責任が課せられています。

道では、事業活動に伴う産業廃棄物の処理に当たっては、適正な循環利用に努め、やむを得ず排出された産業廃棄物については、適正な処理が円滑に推進され、生活環境の保全が図られるよう指導を行っています。

(2) 産業廃棄物処理業等の現況

ア 産業廃棄物処理業者数

留萌管内における産業廃棄物処理業者数は、表Ⅲ－３－１のとおりです。

表Ⅲ－３－１ 産業廃棄物処理業者数（令和２年３月３１日現在）

区 分		産 業 廃 棄 物	特別管理産業廃棄物
収 集 運 搬 業		76	5
処 分 業	中間処理	11	—
	最終処分	2	—

※収集運搬業と処分業両方の許可を持っている場合は二重に計上。

イ 産業廃棄物処理施設数

留萌管内における産業廃棄物処理施設数は、表Ⅲ－３－２のとおりです。

表Ⅲ－３－２ 産業廃棄物処理施設数（令和２年３月３１日現在）

区 分		公 共 事 業 者	処理業者
産 業 廃 棄 物 の 焼 却 施 設		—	1
木 く ず の 破 碎 施 設		—	4
が れ き 類 の 破 碎 施 設		—	11
産 業 廃 棄 物 の 最 終 処 分 場	遮断型	—	—
	管理型	—	—
	安定型	1	2

ウ PCB廃棄物保管事業所

ポリ塩化ビフェニル（PCB）廃棄物（特別管理産業廃棄物）保管事業所数は、令和２年３月末現在で16事業所です。

※ポリ塩化ビフェニル廃棄物は法律で定められた期限までに処分しなければなりません。
北海道エリアにおける処分期限は次のとおりです。

PCB廃棄物の区分	処理期限
高濃度PCB廃棄物（変圧器・コンデンサ）	令和４年３月３１日
高濃度PCB廃棄物（安定器及び汚染物等）	令和５年３月３１日
低濃度PCB廃棄物	令和９年３月３１日

(3) 排出事業場等の監視・指導状況

産業廃棄物の排出事業場、処理業者及び産業廃棄物処理施設などに対して立入検査を実施し、不適正処理事案に対して改善するよう指導を行っています。

ア 産業廃棄物の排出事業場等に対する立入検査結果

令和元年度における立入検査結果は、表Ⅲ－３－３及び表Ⅲ－３－４のとおりです。

表Ⅲ－３－３ 産業廃棄物処理業者への立入実施件数

(令和元年度)

対象事業場の種別	対象事業場数 (令和元年4月1日現在)	立入検査実施件数(延数)		
		許可施設設置事業場①	その他②	合計 (①+②)
1 処理業者 (計)		31	26	57
(内訳)				
収集運搬業者(積替保管)	15		21	21
処分業者	12	31	1	32
2 事業者 (計)		0	35	35
(内訳)				
PCB廃棄物保管事業場	16		28	28
感染性廃棄物排出事業場	94		6	6
多量排出事業者の事業場	4		0	0
産業廃棄物の保管場所	1		1	1
3 自動車リサイクル法関連業者(計)		0	4	4
(内訳)				
引取業者	9		1	1
フロン類回収業者	3		1	1
解体業者	1		1	1
破砕業者	1		1	1
4 公共 (計)		4	7	11
合計		35	72	107

表Ⅲ－３－４ 産業廃棄物処理施設への立入検査件数

(令和元年度)

産業廃棄物処理施設の名称	対象施設数 (令和元年3月現在)	立入検査実施延数		
		処理業者	事業者	公共
1 産業廃棄物の焼却施設	1	1	0	0
2 その他の中間処理施設	13	13	0	0
3 安定型最終処分場	5	2	1	2
合計	19	16	1	2

イ 産業廃棄物処分業者における処理実績

平成29年度における管内処分業者での処理実績等は、表Ⅲ－３－５のとおりです。

表Ⅲ－３－５ 産業廃棄物の処理量等(平成29年度)

区分	量(t/年)
発生量	436,264
有価物量	2,822
廃棄物量	433,443
中間処理量	431,415
減量化量	136,330
中間処理後量	295,084
再生利用量	288,479
最終処分量	8,431
直接埋立量	4,908
中間処理後埋立量	3,523
その他(保管等)	202

(4) 各種協議会等との連携

各種協議会等と連携して、不法投棄の防止、廃棄物の減量・再資源化を啓発しています。

- ア 留萌地域廃棄物不法処理対策戦略会議
特別監視指導により、不適正処理や不法投棄を防止する。
- イ (社)北海道産業廃棄物協会留萌支部
産業廃棄物処理業者の遵法精神と、専門技術を育成する。
- ウ 留萌地域建設副産物対策連絡協議会
建設工事に伴って生ずる建設副産物の利用を促進する。
- エ 留萌地域海岸漂着物対策推進協議会
海岸の良好な景観と環境を保全するため、海岸漂着物の処理と発生抑制を図る。

4 その他環境保全に係る取組

(1) 「オロロンラインをきれいにし隊」

留萌管内は、全ての市町村が日本海に面しており、その景観はオロロンラインとして親しまれています。

また、管内の各地域では、ボランティア団体、学校、民間企業などにより、海岸線の景観維持のために清掃活動を始めとする環境保全活動が活発に行われています。

このような中、留萌地域廃棄物不法処理対策戦略会議では、このような取組を行っている団体などが情報を共有し、それぞれが連携することで新たな取組に発展していくことを期待し、平成22年3月に「オロロンラインをきれいにし隊」の登録制度を発足しました。

登録者による様々な取組はホームページなどで紹介しており、登録者数は24団体（令和2年3月31日現在）となっています。

(2) 海岸漂着物対策事業

道では、平成21年7月に公布された「美しく豊かな自然を保護するための海岸における良好な景観及び環境の保全に係る海岸漂着物等の処理等の推進に関する法律」に基づき、平成23年2月に「北海道海岸漂着物対策推進計画」を策定し、平成28年3月には第2次計画を策定しました。

留萌振興局では、海岸漂着物の集積が著しく、対策を重点的に実施する必要がある区域を対象に、平成22年度から26年度までは「北海道グリーンニューディール基金」、平成27年度以降は、「海岸漂着物等地域対策推進事業」を活用して海岸漂着物の処理を行っています。

令和元年度の留萌振興局管内における海岸漂着物等の回収・処理実績は、北海道実施分が約8t、市町村実施分が約194tでした。

IV 自然環境

留萌管内は、日本海に面した南北に細長い地域で、南は増毛町の増毛山地や雄冬海岸から北は天塩町の天塩川まで、多様で豊かな自然環境に恵まれており、その一部は暑寒別天売焼尻国定公園や朱鞠内道立自然公園などの指定を受けています。

この良好な自然環境は、一次産業をはじめとして地元産業を支える重要なバックボーンとなっており、次世代へと引き継ぐべき貴重な財産として、適切な保全と管理が求められています。

また、近年の都市化の進展や余暇時間の増加などを背景に、人々が豊かな自然とふれあいながら充実した時間を過ごすことへのニーズは、年々高まるとともに多様化を見せています。

このため、自然とのふれあいを推進するための利用施設の整備などと併せて、自然の仕組みやその適切な利用などについて、正しい知識と理解を深めるための施策の推進が求められています。

1 自然環境の保全・自然とのふれあい

(1) 自然公園の指定状況と施設整備

自然公園は、すぐれた自然の風景地を保護するとともに、その利用の増進を図り、国民の保健、休養及び教化に資するため、自然公園法に基づいて指定されているもので、国立公園、国定公園及び都道府県立自然公園の3種類があります。管内では国定公園と道立自然公園それぞれ1カ所が指定を受けており、総指定面積は20,115haで管内面積の約6%を占めています。

日本の自然公園制度は地域制をとり、それぞれの自然環境や地域の特性に応じて特別保護地区（国立・国定公園のみ）、第1種～第3種特別地域、普通地域といった地種区分を設定し、他の産業や土地利用との調整を図りながら、適切な保護と管理を進めています。

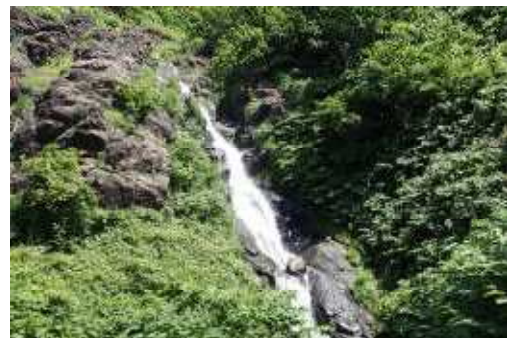
また、道では、自然公園の主要な景勝地や利用拠点において、風致景観の保護、利用者の安全確保及び快適な利用を促進するため、各公園の公園計画に基づいて園地、歩道、野営場などの利用施設を整備しています。

ア 暑寒別天売焼尻国定公園

平成2年に2箇所の道立自然公園から昇格指定を受けた、道内で5番目の国定公園です。



暑寒別岳（増毛山地）



銀鱗の滝（雄冬地区）



暑寒荘（暑寒沢）



マシケゲンゲ（増毛山地固有種）

表Ⅳ－1－1 暑寒別天売焼尻国定公園の概要（令和2年3月31日現在）

指 定	平成2年（1990年）8月1日								
年 月 日	（暑寒別道立自然公園及び天売焼尻道立自然公園を統合し昇格指定）								
公 園 指 定 面 積	市 町	特 別 地 域					普 通 地 域	備 計	備
		特別保	第 1 種	第 2 種	第 3 種	小 計			

(単位:ha)	村名	護地区	特別地域	特別地域	特別地域		(陸域)		考		
	増毛町	719	2,480	1,559	12,360	17,118	728	17,846			
	羽幌町	117	77	0	425	619	462	1,081			
	管内計	836	2,557	1,559	12,785	17,737	1,190	18,927			
	全域*	1,951	7,553	5,332	27,212	42,048	1,511	43,559			
構成	増毛山地及び送毛海岸並びに天売島・焼尻島										
当管内区域	増毛山地（分水嶺から北側部分）及び天売島・焼尻島										
当公園の 特徴	増毛山地	暑寒別岳(1,492m)を主峰として、西端は海食崖となって日本海に落ち込み、大小の滝や奇岩怪石の連なる壮大な景観を形成しています。									
	天売島	周囲を海食崖に囲まれ、海鳥の繁殖地として世界有数の規模を誇っており、国の天然記念物にも指定されています。									
	焼尻島	鬱蒼としたイチイ（オンコ）の原生林は国の天然記念物に指定されており、綿羊牧場とともに「緑と花の島」として知られています。									
主な生息 動植物	増毛山地	固有種のマシケゲンゲやマシケオトギリを始めとしてエゾツツジ、チングルマ、シナノキンバイ、エゾノハクサンイチゲ、ミヤマアズマギクなどの高山植物									
	天売島	ウミガラス（オロロン島）を始めとして、80万羽ともいわれるウトウやウミスズメ、ケイマフリ、ヒメウ、ウミネコなどの海鳥類									
	焼尻島	イチイ（オンコ）の自然林とエゾエンゴサクやアズマイチゲ、ハクサンチドリ、エゾカンゾウ、ハマナス、ツリガネニンジンなどの植物									
施設の 整備状況 （道路（車 道）を除 く）	1 暑寒沢地区（増毛町）										
	・暑寒沢避難小屋（暑寒荘(定員60人)）・暑寒沢野営場（駐車場、便所、歩道） ・暑寒沢雨竜線道路（歩道）（増毛町（暑寒荘）～雨竜町（南暑寒荘）） ・箸別線道路（歩道）（増毛町（箸別）～暑寒別岳）										
	2 雄冬地区（増毛町）										
	・雄冬園地（駐車場、便所、歩道、展望台、四阿）※一部利用休止中 ・雄冬野営場（駐車場、便所、炊事場、四阿）										
	3 天売島（羽幌町）										
・観音岬園地（駐車場、歩道、展望台）・赤岩園地（駐車場、便所、歩道、展望台） ・愛鳥公園園地（四阿、便所） ・鳥獣保護区管理棟及び千鳥ヶ浦野鳥観察舎（天売島鳥獣保護区施設）											
4 焼尻島（羽幌町）											
・オンコ林園地（駐車場、便所、歩道） ・鷹の巣園地（駐車場、便所、展望台、四阿） ・白浜野営場（便所、脱衣所兼炊事棟、テントサイト）											
公園利用 者数（単 位:千人）	区域/年	H 22	H 23	H 24	H 25	H 26	H 27	H 28	H 29	H 30	R 1
	管内	70.7	66.5	67.5	67.1	65.3	66.5	65.4	62.6	57.3	59.1
	全域*	216.6	216.4	219.5	219.8	211.7	196.9	177.7	132.6	101.4	148.8

※全域：留萌管内のほか石狩振興局管内及び空知総合振興局管内を含む。



オンコの荘（焼尻島）



綿羊牧場（焼尻島）



赤岩（天売島）



ケイマフリ（天売島）

イ 朱鞠内道立自然公園

豊かな森林に囲まれた朱鞠内湖や宇津内湖、ウツナイ川の渓谷景観、天塩山地の最高峰ピッシリ山(1,032m)の山地等から構成された自然公園です。

なお、ピッシリ山へは、現在、上川管内幌加内町からのルートのみで、羽幌町内から登山口までの道路（林道）は、道路が損傷しているため車両の乗り入れはできません。

表Ⅳ－１－２ 朱鞠内道立自然公園の概要（令和２年３月３１日現在）

指定年月日	昭和４９（１９７４）年４月３０日										
公園指定面積 （単位：ha）	市町村名	特別地域				普通地域 （陸域）	計	備考			
		第１種特別地域	第２種特別地域	第３種特別地域	小計						
	羽幌町	0	585	0	585	0	585				
	遠別町	100	503	0	603	0	603				
	管内計	100	1,088	0	1,188	0	1,188				
全域*	4,937	3,902	3,894	12,733	1,034	13,767					
構成	朱鞠内湖や宇津内湖、ウツナイ川の渓谷とピッシリ山などの天塩山地										
当管内の区域	ピッシリ山の稜線から西側部分のみ										
ピッシリ山の特徴	標高1,032mの山頂部は集塊岩でできている										
主な生息動植物	尾根筋の岩礫にハイマツ、キバナシャクナゲ、コケモモ等の高山植物										
施設整備状況	当管内施設なし										
公園利用者数 （単位：千人）	区域/年	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1
	管内	0.1	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	全域*	115	61.5	66.8	65.3	75.4	74.8	70.3	79.3	74.7	69.7

※全域：留萌管内のほか上川総合振興局管内の利用者数を含む。

(2) 環境緑地保護地区等

道では、優れた自然環境を形成し、その保全を図る必要がある地域を「北海道自然環境等保全条例」に基づき、北海道自然環境保全地域、環境緑地保護地区、自然景観保護地区及び学術自然保護地区に指定しています。

また、由緒・由来のある樹木を記念保護樹木に指定して保護を図っています。

管内には、自然環境保全地域の指定地はありませんが、環境緑地保護地区5カ所、自然景観保護地区1カ所、学術自然保護地区1カ所、記念保護樹木1件(1本)が指定を受けています。

表Ⅳ－１－３ 北海道自然環境等保全条例に基づく環境緑地保護地区等の概要

環境緑地保護地区	市町村の市街地及びその周辺地の内、環境緑地として維持または造成することが必要な地区
自然景観保護地区	森林、草生地、山岳、丘陵、溪谷、湖沼、河川、海岸等の所在する地域のうち、良好な自然景観地として保護することが必要な地区
学術自然保護地区	動物の生息地、植物の生息地及び地質鉱物の所在地のうち、学術上価値のあるものとして保護することが必要な地区

表Ⅳ－１－４ 北海道自然環境等保全条例による指定状況（令和2年3月31日現在）

区分	名称	指定年月日	所在地	指定面積等 (ha)	指定の目的
環境緑地	留萌神社	S49.3.30	留萌市宮園町	0.92	市街地の緑地林、野鳥
	千望台	S49.3.30	留萌市見晴町	247.69	広葉天然林、野鳥、眺望
	幌糠神社	S49.3.30	留萌市字幌糠	2.52	針葉樹、野鳥、市街地周辺緑地
	緑ヶ丘	S49.3.30	苫前町字古丹別	0.89	広葉樹と花、市街地周辺緑地
	羽幌神社	S50.8.4	羽幌町南大通	1.05	市街地の広葉樹林
自然景観保護地区	峠下	S49.3.30	留萌市字峠下	46.84	広葉樹とエゾマツの人工林景観
学術自然保護地区	北限のスギ	S50.8.4	羽幌町字上築	0.76	我が国最北のスギ人工林
記念保護樹木	岩見の一本松	S49.3.30	苫前町字岩見	1本	開拓記念樹木 (イチイ推定樹齢800年)



環境緑地保護地区（千望台の夕景：留萌市）



記念保護樹木（岩見の一本松：苫前町）

(3) 利用者等の監視指導

道では北海道自然環境等保全条例等に基づき自然保護監視員と鳥獣保護監視員を配置し、定期的にパトロールを行うなど、市町村等の関係行政機関とも連携して、自然公園、鳥獣保護区など保全すべき地域の監視や利用者に対する指導等を行っています。管内においても自然保護監視員6名、鳥獣保護監視員10名を配置し、監視指導を行っています。

表Ⅳ-1-5 管内の自然保護監視員・鳥獣保護管理員の配置状況(令和2年度)

市町村	自然保護監視員			鳥獣保護監視員		
	人数	監視担当区域	年間監視延日数	人数	監視担当区域	年間監視延日数
留萌市	1 (1)	千望台、留萌神社、幌糠神社環境緑地保護地区、峠下自然景観保護地区	25(25)日	1	留萌市一円	25日
増毛町	1 (1)	暑寒別天売焼尻国定公園の増毛町区域	25(25)日	1	増毛町一円	25日
小平町	—	—	—	1	小平町一円	22日
苫前町	1 (1)	緑が丘環境緑地保護地区、岩見の一本松記念保護樹木	25(25)日	1	苫前町一円	25日
羽幌町	3 (3)	暑寒別天売焼尻国定公園羽幌町区域、羽幌神社環境緑地保護地区、北限のスギ学術自然保護地区	69(69)日	3	羽幌町一円 <div style="display: inline-block; vertical-align: middle; margin-left: 10px;"> } 天売島一円 焼尻島一円 上記以外 </div>	69日
初山別村	—	—	—	1	初山別村一円	22日
遠別町	—	—	—	1	遠別町一円	22日
天塩町	—	—	—	1	天塩町一円	22日
計	6(6)		144(144)日	10		232日

※人数欄の()は鳥獣保護監視員が自然保護監視員を兼務している人数(内数)

延日数欄の()は鳥獣保護監視員を兼務している自然保護監視員の監視日数(内数)

(4) 自然体験の機会の提供

道では、道民の皆さんに自然とふれあう機会を提供するため、ボランティア・レンジャー(自然案内人)を活用した探鳥会や自然観察会、自然歩道を歩く会などを開催しています。

留萌振興局では、留萌自然観察同好会と共催で、ネイチャースクールを実施しています。



春の自然観察会(るるもっぺ憩いの森)



エコ工作会(バードテーブル作り)

(5) 増毛山道の復元

北海道の開拓期、浜益から雄冬にかけての海岸は、急峻な断崖・絶壁が連続し、交通の難所とされていましたが、この海岸を迂回するため、江戸末期の安政4年、増毛漁場請負人であった伊達林右衛門が幕府の命を受け、千三百両余（現在の貨幣価値で約1億7千万円）の私費を投じて開削したのが増毛山道です。

その後、船舶の動力化・大型化や道路・鉄道の整備など交通網の発達が進み、^{えきてい} 駅逓の廃止等もあって利用者が減少し、昭和初期以降は深い山中で笹藪に埋もれていました。

この山道は、大部分が暑寒別天売焼尻国定公園内を通過するとともに、留萌管内は道有林内であったことから、留萌振興局とNPO法人「増毛山道の会」が連携・協働し、平成21年度から山道の復元事業に着手、その後、地元自治体やこがね山岳会などの協力を得て、平成28年10月16日、浜益～別荘間27km（岩尾支道を含めると32km）の全線復元が完了しました。

山道からは、留萌管内の最高峰暑寒別岳や群別岳などの増毛山地の山並、積丹半島から続く日本海の景観などを望むことができるほか、郵便物の中継や宿場として利用された^{ぶよしえきてい} 武好駅通跡地、明治時代の電信柱や電線、陶磁器製の碇子、石橋等の石積み跡、1等水準点の石柱等の歴史遺構も残っており、自然環境はもとより、山道ならではの歴史と文化を物語る遺産を見ることができます。

平成30年11月には、北海道命名150年を記念して実施された北海道遺産第3次選定において、「増毛山道と^{こまびる}濃昼山道」が他の14件とともに、新たな北海道遺産に選定されました。

令和2年度は、増毛山道体験トレッキング(6回)を実施したほか、前年度に引き続き、山道ガイドや作業ボランティアの育成を目的とした研修会(3回)を開催しました。

※増毛山道は、利用環境が十分整備されていないため、通常は一般の立入を制限しています。

表Ⅳ-1-6 増毛山道体験トレッキング実施状況（令和2年度）

区分/回	第1回	第2回	第3回	第4回	第5回	第6回	合計
コース名	山の日記念 (9km)	フットパス (増毛山道と 濃昼山道)	ハ°/ラマコース (17km)	ハ°/ラマコース (18km)	果物狩り (10km)	ハ°/ラマコース (18km)	
実施月日	8/10(月)	9/3(木)	9/5(土)	9/12(土)	9/25(金) ~26(土)	10/10(土)	
参加者数	7人	7人	7人	7人	11人	13人	52人

※新型コロナ対策のため定員を通常の20名から10名にして開催



増毛山道地図（明治中期）



初級ガイド育成研修会（R2.9.19）

2 野生生物の保護管理

北海道には多くの種類の野生生物が生息・生育しており、管内では北方系の野生動物や貴重な高山植物等が見られます。こうした野生生物の多様性を損なうことなく、将来にわたって適正な保護管理を進める必要があります。

(1) 野生鳥獣の保護管理

ア 鳥獣保護区

野生鳥獣の保護増殖を図るため、森林性鳥獣の生息地、大規模で多様な環境を有する鳥獣の生息地、干潟・湿原等の渡り鳥の集団渡来地や集団繁殖地、絶滅の恐れのある鳥獣の生息地、野鳥を誘致する地域等を鳥獣保護管理法に基づき鳥獣保護区に指定しています。このうち、特に鳥獣の保護繁殖のために必要のある区域は、特別保護地区に指定しています。

当管内では、国指定の鳥獣保護区は天売島（羽幌町）1カ所（551ha）、道指定の鳥獣保護区は藤山（留萌市）など14カ所（4,154ha）が指定されています。

イ 特定猟具使用禁止区域

銃器の使用等、狩猟具の使用による危険を防止するため、市街地に近い河川など猟具による事故が懸念される場所に、特定猟具使用禁止区域（銃器）（旧：銃猟禁止区域）を設定しており、当管内では、天塩町鏡沼の1カ所（294ha）が指定されています。

表Ⅳ－２－１ 留萌管内鳥獣保護区・特定猟具使用禁止区域指定状況（令和2年3月31日現在）

区分	指定機関	名称	所在地	面積（ha）※	設定期間
鳥獣保護区	国	天売島	羽幌町	551（117）	H23.10.1～R13.9.30
	北海道	藤山	留萌市	399（45）	H15.10.1～R5.9.30
		るもっぺ憩いの森	留萌市	245	H25.10.1～R15.9.30
		達布	小平町	496（48）	H15.10.1～R5.9.30
		小平町本郷公園	小平町	13	H21.10.1～R11.9.30
		古丹別	苫前町	765（72）	H16.10.1～R6.9.30
		九重	苫前町	44	H26.10.1～R6.9.30
		焼尻島	羽幌町	521	H17.10.1～R7.9.30
		羽幌	羽幌町	450（51）	H15.10.1～R5.9.30
		羽幌曙	羽幌町	6	H20.3.1～R9.9.30
		羽幌朝日公園	羽幌町	7	H20.3.1～R9.9.30
		初山別	初山別村	427	H19.10.1～R9.9.30
		遠別	遠別町	532（41）	H16.10.1～R6.9.30
		富士見公園	遠別町	81	H21.10.1～R11.9.30
		男能富	天塩町	168	H19.10.1～R9.9.30
		計	15カ所	4,705（374）	
特定猟具使用禁止区域	北海道	鏡沼特定猟具使用禁止区域（銃）	天塩町	294	H27.10.1～R7.9.30

※鳥獣保護区面積の（ ）内は、特別保護地区の指定面積で内数。



天売島鳥獣保護区海鳥観察舎



(2) 適正な保護管理の推進

ア 狩猟の適正化

野生鳥獣の捕獲は、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（鳥獣保護管理法）により原則禁止となっていますが、狩猟免許を取得した上で、銃やわな等使用する猟具（法定猟具）の免許種毎に当該年度の狩猟者登録を行なうことによって、狩猟期間（北海道ではシカを除き10/1～翌年1/31）*において狩猟鳥獣（鳥類28種、獣類20種）に限り、捕獲することができます。

振興局では、狩猟免許試験と免許更新、狩猟者登録を実施しているほか、狩猟に伴う事故や違反行為を防止するため、狩猟者や狩猟者団体を指導すると共に、関係機関と協力して取締や巡視指導を行っています。

※エゾシカのR2年度狩猟期間は、管理計画により10/1～翌年3/31（毎年見直し）

表IV-2-2

狩猟免許所有者数・狩猟登録者数（令和2年12月31日現在）

市 町 村	狩猟免許所有者				狩猟登録者			
	網 猟	わ な 猟	第一種銃猟	第二種銃猟	網 猟	わ な 猟	第一種銃猟	第二種銃猟
留 萌 市	1	8	14	0	0	7	13	0
増 毛 町	0	7	18	0	0	6	14	0
小 平 町	0	13	16	0	0	4	13	0
苫 前 町	0	8	11	0	0	0	10	0
羽 幌 町	2	10	19	0	0	2	16	0
初 山 別 村	1	8	11	0	0	1	8	0
遠 別 町	4	6	13	0	0	1	12	0
天 塩 町	5	11	23	0	0	3	17	0
他管内在住者					0	0	1	0
計	13	72	125	0	0	24	105	0

イ 許可による捕獲

農林業に甚大な被害を及ぼす鳥獣の捕獲（駆除）や、学術研究など狩猟以外の目的で野生鳥獣の捕獲を行う場合は鳥獣保護管理法に基づく捕獲許可が必要となります。人命や農林水産業に被害を与えたり、生活環境や自然環境を悪化させる鳥獣に対しては、対象鳥獣の生態、被害の発生状況を考慮した上で、被害の防止・軽減を図るための許可捕獲を実施しています。

許可権限は、対象鳥獣、目的等により、国（環境省）や道（振興局）、市町村に分かれています。

表Ⅳ-2-3 有害鳥獣捕獲及び特定鳥獣保護管理計画に基づく捕獲件数（令和元年度）

○獣類捕獲件数（市町村長許可権限）

（単位：頭）

種 類	留萌市	増毛町	小平町	苫前町	羽幌町	初山別村	遠別町	天塩町	管内計
ニホンジカ(オス)	0	0	118	0	51	3	4	0	169
ニホンジカ(メス)	0	0	132	0	117	9	8	0	249
キツネ	0	0	0	0	0	0	20	124	144
獣類計	0	0	250	0	168	0	20	124	562

※小平町及び羽幌町は、鳥獣被害防止特別措置法に基づき、許可権限を町長に委譲

○獣類捕獲件数（留萌振興局長許可権限）

（単位：頭）

種 類	留萌市	増毛町	小平町	苫前町	羽幌町	初山別村	遠別町	天塩町	管内計
ヒグマ	0	0	0	1	0	7	5	5	18
ニホンジカ(オス)	60	69	0	151	0	104	228	182	794
ニホンジカ(メス)	100	82	0	199	0	203	291	123	998
獣類計	160	151	0	351	0	314	524	310	1,810

○鳥類捕獲件数（市町村長許可権限）

（単位：羽）

種 類	留萌市	増毛町	小平町	苫前町	羽幌町	初山別村	遠別町	天塩町	管内計
ドバト	0	0	0	0	0	0	0	0	0
カラス類	34	261	193	0	147	18	300	287	1,240
鳥類計	34	261	193	0	147	18	300	287	1,240

(3) エゾシカ総合対策の推進

留萌管内のエゾシカ生息数および農林業被害額は近年減少傾向にありますが、依然として大きな農林業被害が発生していることから、捕獲による個体数調整を中心としたエゾシカの総合対策を推進しています。

振興局では、市町村、関係団体等による情報共有と対策推進のため「留萌振興局管内エゾシカ・ヒグマ対策連絡協議会」を令和3年2月に開催するほか、令和2年度は次の事業を実施しました。



道有林内林道を横断するエゾシカ（増毛町）



国道沿に出没した群（留萌市）

ア 囲いわなによる捕獲

令和元年12月～令和2年3月に羽幌町、地元の農業団体会者及び猟友会部会と留萌振興局が連携して囲いわなによる捕獲を実施して、2頭のエゾシカを捕獲しています。

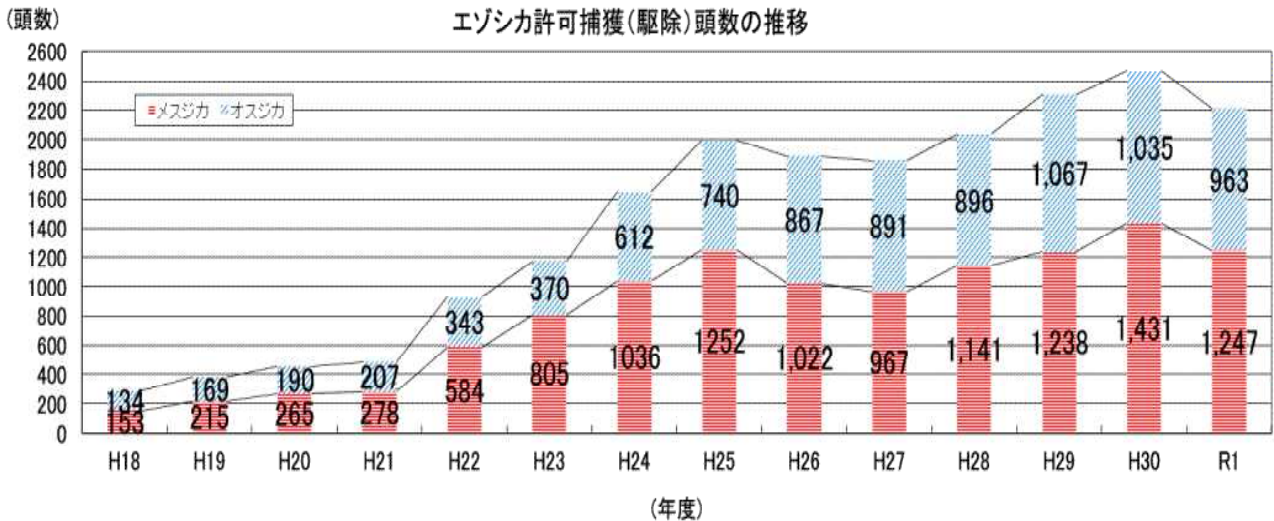
イ 管内一斉捕獲

令和2年2月1日から3月31日の期間中、管内全市町村で一斉捕獲を実施して、70頭のエゾシカを捕獲しています。

表Ⅳ-2-4 留萌管内のエゾシカによる農林業被害額の推移



表Ⅳ-2-5 留萌管内のエゾシカ許可捕獲(駆除)頭数の推移



(4) ヒグマ等鳥獣被害対策の推進

ア ヒグマ対策

ヒグマ対策については、適正な保護管理と被害防止が求められています。留萌管内では水稻やスイカ等の被害が報告されており、ヒグマが人里に出没する春期及び秋期にヒグマ注意特別期間を設定し、ヒグマに対する注意喚起を図るため、ポスターの掲示やリーフレットの配布、HPによる周知等によりヒグマ事故防止に向けた対策を行っています。

人身被害や農業被害の防止を目的とした許可捕獲では、令和元年度、留萌管内で18頭の捕獲数となっています。

イ アライグマ対策

近年アライグマの生息数が増え、農業被害が増加しています。アライグマ対策については、道が平成28年度から「アライグマ春期捕獲推進月間」を設定し、アライグマの出没が多く繁殖時期である3月～6月にかけて市町村における効果的な捕獲を推進しています。

振興局では、防除用具（箱わな）の貸出しや、箱わなによる捕獲の研修会を行っており、令和2年度は羽幌町にて留萌管内アライグマ捕獲技術等研修会を実施しました。

(5) 野生鳥獣保護思想の普及啓発等

ア 野鳥絵画展の作品募集

道では、野鳥の絵画を描く過程で、児童・生徒から野生鳥類に関して親しみながら理解を深めてもらうため、また、作品の展示によって一般道民に愛鳥思想の普及啓発を図るため、野鳥絵画展を開催しています。

イ 愛鳥モデル校の指定

道では、鳥獣保護思想の普及の一環として、愛鳥モデル校の指定及びその指導等を行っています。留萌管内では、羽幌町立天売小中学校の1校が指定を受けています。

(6) 傷病鳥獣の保護対策

野生鳥獣に対する道民の関心の高まりと共に、傷病鳥獣の持ち込みも増加する傾向にあることから、道では傷病鳥獣の適正な保護対策を進めるため、平成9年度から北海道獣医師会や札幌市、帯広市などの公立動物園の協力を得て、傷病鳥獣保護ネットワークシステムを全道で展開しています。

管内では、はしばトントン動物病院（留萌市）及び留萌地区NOSAI中部診療所・天塩診療所が傷病鳥獣の指定診療施設になっていますが、このネットワークシステムを補完するため、留萌振興局傷病鳥獣リハビリテーター制度*を設けて、傷病鳥獣の保護体制の確立と鳥獣保護思想の普及啓発を推進しています。

*傷病鳥獣保護ネットワークシステムを保管するため、傷病鳥獣の短期間の保護療養（リハビリテーション）を担うボランティア制度で、平成10年度から留萌振興局が独自に実施しています。

表Ⅳ－２－６ 野生鳥獣保護收容件数（令和元年度）

区分	種 類	件数	区分	種 類	件数	区分	種 類	件数
鳥 類	アカエリヒレアシギ	2	鳥 類	シマセンニュウ	1	獣 類		
	ウミウ	1		シメ	2			
	エゾライチョウ	1		ハイタカ	1			
	ククイタダキ	1		ヒガラ	2			
	キレンジャク	1		ヒメウ	1			
	コガラ	1		ミツユビカモメ	1			
	コクマルガラス	1		ヤマガラ	1			
	ゴジュウカラ	1						
	シジュウカラ	2						
	シマエナガ	1						
合 計						21件（17種 21羽）		
						獣類合計 0件（0種 0頭）		

表Ⅳ－２－７ 保護收容の原因（令和元年度）

区分	種 類	件数	種 類	件数	種 類	件数	種 類	件数
鳥 類	悪天候	2	交通事故	0	転 落	0	不 明	6
	衝 突	8	捕食・捕殺	1	その他	4	鳥 類 計	21
獣 類	悪天候	0	交通事故	0	転 落	0	不 明	0
	衝 突	0	捕食・捕殺	0	その他	0	獣 類 計	0
合 計								21

(7) 希少な野生生物の保護

タンチョウやシマフクロウ、レブンアツモリソウ等の希少な野生生物を保護するため、平成4年に「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」（種の保存法）が制定され、また、北海道においても平成13年3月「北海道希少野生動植物の保護に関する条例」（平成25年4月「北海道生物の多様性の保全等に関する条例」（道生物多様性保全条例）に移行）が制定され、希少な野生動植物の保護施策を推進しています。

管内では、国指定天売島鳥獣保護区において、環境省が中心となって、国内希少野生動植物種に指定されているウミガラス（オロロン鳥）やウミスズメ、ケイマフリなど海鳥類の生息調査や、ウミガラスの個体数回復のため、デコイ（鳥の模型）や鳴声を流す音声装置の設置など、保護増殖の取組みが進められており、近年は飛来数・雛の巣立ち数ともに増加傾向にあります。

表Ⅳ-2-8 天売島におけるウミガラス飛来確認数の推移

年	S38	S55	H7	H12	H17	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2
羽	8,000	533	20	24	15	19	20	32	35	35	27	38	56	58	62	65



屏風岩に設
きた
た
コ

置
れ
デ
イ



赤岩対岸に飛来したウミガラス（腹面を見せた個体）とデコイ（背面）

（写真提供（上2点）：環境省北海道海鳥センター）

3 飼養動物の愛護と管理

(1) 動物の適正な飼養に係る指導と普及啓発

動物の愛護及び管理に関する法律では、ペット等の飼養動物の終生飼養の義務や適正な飼い方の遵守など飼い主の責任や、動物取扱業者に対する規制等が明記されており、動物の遺棄や虐待等の違反行為には罰則も定められています。

このため、振興局では、不適切な飼養者に対して、警察や市町村と連携を図りながら必要な指導を行っています。

また、当振興局では、法律で定められている動物愛護週間（毎年9月20日～26日）の前後に、動物愛護思想の普及啓発を図るため、関連行事を実施しています。

- 【平成30年度】 ① よりみちの駅フェスタ 2018 胆振東部地震災害支援のため中止
- ② 動物愛護フェスティバル in 留萌 台風20号接近による悪天候のため中止
- 【令和元年度】 ① 動物愛護フェスティバル in 留萌 令和元年9月8日
- ※令和元年度よりよりみちの駅フェスタ中止
- 【令和2年度】 ① 動物愛護週間パネル展 令和2年9月18日～令和2年10月2日
- ※「動物愛護フェスティバル in 留萌」は新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため中止

防



(2) 新しい飼い主探しネットワ

ーク事業

北海道では、道立保健所に収容された犬や猫にできるだけ生存の機会を与えるため、HP等により譲渡希望者を募集し、動物愛護団体やボランティアと協働して、犬・猫を新しい飼い主さんに譲渡する取組（新しい飼い主探しネットワーク事業）を行っています。

また、「人と海鳥と猫が共生する天売島」連絡協議会（構成員：環境省・羽幌町・北海道（振興局）・動物愛護団体等）が「天売猫の譲渡会」を道内各地で開催しています。

(3) 動物愛護推進員

北海道では、犬、ねこ等の動物の愛護と適正な飼養を推進するため、愛護及び管理に関する法律に基づき、ボランティアとして活動いただく動物愛護推進員を任命しています。留萌振興局管内では、しばらく推進員は不在でしたが、令和元年度に新たな推進員として1名が任命されています。

表IV-3-1 留萌振興局管内の犬・猫譲渡数(令和2年12月31日現在)

種類/年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
犬	2	2	4	0	0
猫	71	18	24	19	20
計	73	20	28	19	20



北海道留萌振興局保健環境部環境生活課
〒077-8585 留萌市住之江町2丁目1番地の2
TEL 0164-42-8430 FAX 0164-42-1650

令和3年3月 作成